



RA'-0624

0209

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大臣

次官

官房長
總務課長

條約局長

課長

第一課長

奄美群島に関する協定締結に関する件

(昭和二十八年十二月二十一日
条約局第一課)

本件決定は閣議の同意を得たものとす。従
り内閣総務課より、注意もあり、明二十二日連判閣議
において大臣より別紙趣旨を以て説明され、
より御座りし。

外務省

(なお、協定案及び交換公文案の要綱は、
既に内閣総務課に依頼済である。)

外務省

十一月二十七日付の米側案

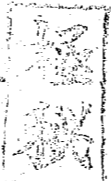
日本国とアメリカ合衆国との間の奄美群島に関する協定案の要綱

奄美群島返還に関する米側案は、十一月二十四日在京米大使館側からわが方に提示された。十一月二十七日第一回の日米間打合を行い爾後随時打合を進めた結果、十二月十六日日本件返還を日米間の協定によることとし、返還が十二月二十五日に実現するよう米側においても努力することとなった。

日米間の話合に基き在京米大使館が本国政府に回訓を求めている本件協定案、附属書案及び交換公文案の概要は左のとおりである。
一 アメリカ合衆国は、奄美群島に関し、平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を日本国のために放棄する（協定第一条第一項）。

奄美群島とは附属書に掲げる群島（領水を含む。）をいり（協定第一条第二項）。

二 アメリカ合衆国が現に利用している二カ所の設備及び用地は、行政協定に定める手続に従つて合衆国軍隊が使用する。返還の日前までに右手続によることができないう場合には、その手続が



完了するまでの間引続き使用することが認められる（協定第二条第一項）。

日本国政府は名瀬測候所の運営を引き継ぎ、日米合同委員会の協定に従つて氣象観測の結果をアメリカ合衆国政府に提供する（協定第二条第二項）。

三 日本国政府は、一「B」円につき三日本円の割合で「B」円と日本円との交換を行い、回収した「B」円を無償で合衆国民政官に返還する（協定第三条第一項）。

日本国政府は、返還日以後奄美群島における財政上の責任を有する（協定第三条第二項）。

日本国政府は、奄美群島における郵便組織の金融上の債務を負い、奄美群島における郵便組織と南西諸島のその他の島の郵便組織との間の債権債務は、両国政府間の後日の合意により決済される（協定第三条第三項）。

奄美群島にある琉球政府の財産はすべて無償で日本国政府に移転される（協定第三条第四項）。

アメリカ合衆国政府の管理下にあつた日本国有又は都道府県有財産は、無償で返還される（協定第三条第五項）。

奄美群島の個人又は団体等が、琉球復興金融金庫等に負つてゐる債務については、両国政府はこれらの勘定の残高を確認の上、米側は右に關する権利及び利益を無償で日本国政府に移転する（協定第三条第六項）。

（注、約一億八千万B円と推定される）

四 両国政府は、奄美群島と南西諸島のその他の島の個人又は法人間の債権債務の決済を促進する手続を定める（協定第三条第七項）。

四 日本側はすべての請求権を放棄する。ただし、アメリカ合衆国の法令及び南西諸島の現地法令で特に認められたものの放棄を含まない（協定第四条第一項）。

日本国は米側のすべての作為又は不作為の効力を承認する（協定第四条第二項）。

五 日本国は、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、奄美群島の裁判所が行つた民事の確定裁判及び琉球上訴裁判所の民事の最終的裁判の効力を承認し存続させる（協定第五条第一項）。

日本国は、奄美群島の裁判所又は琉球上訴裁判所に係属中の民事事件の裁判権を引き継ぎ、且つ、引き続き裁判及び執行をする（協定第五条第二項）。

0212

RA'-0624

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

- 六 日本国は、奄美群島にいる者で服役中のもの又は奄美群島の裁判所又は琉球上訴裁判所に係属中のものに対し、日本国の法令及び手続に従つて刑事裁判権を行使する。但し、これらの者が抑留中である場合には適当な措置が執られるまでの間引き続き日本国の当局に抑留される。(協定第六条)
- 七 日本国が当事国である条約及びその他の国際協定は奄美群島について適用される。(協定第七条)
- 八 この協定の実施に関する事項は、両国政府間で合意する。(協定第八条)
- 九 この協定は一九五三年 月 日に効力を発生する。(協定第九条)
- 一〇 奄美群島とは、北方北緯二十九度、南方北緯二十七度、西方東経百二十八度十八分及び東方東経百三十度十三分を境界線とする区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁をいう。(附属書)。

二 平和条約第三条の他の島に関しては、合衆国は、平和及び安全の永続する状態が極東において確立されるまでの間、現に行便している程度の管理及び権限を維持することを必要とする。もつとも、合衆国は現在の政治上の分離が日本本土とこれらの島々との間の伝統的な文化上及び経済上のきずなの切断をもたらすものでないことを認める。

三 日本国政府は奄美群島及びその領水は、極東の防衛及び安全と特異の関係を有することを認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化し、及び容易にするため合衆国が必要と認める要件を考慮に入れる。(交換公文)

条約局長

第二課長

片

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国の
間の協定草案及び附属交換公文案に関する
要綱

一 この協定草案の内容の主要なものは、次のとおりである。

(一) 米國は、奄美群島に関し、平和条約第三條に基
すべし、權利及び利益を本年十一月二十三日から日本
國のために放棄せしめ、日本國は同日に、同群島
の領土及び住民に対する行政立法及び司法上の

外務省

すべし、この權力を行使するたゞの完全な権能及び
責任を引き受ける。(第一條)

(二) 米國が奄美群島で現に利用している設備及び
用地は、行政協定の手續に従つて同國軍隊が引き
続き使用する。(第二條)

(三) 日本國政府は、できる限りすなわち一箇月
以内、三日本国の割合で交換するものとす。奄

外務省

美群島における流通するこの「B」用を回収
 (約二億五千「B」用と推定される)
 し、直ぐ回収した「B」用を無償で米國政府が
 沖繩の合衆國子政府
 に返還する。(オニ条一)

(四) 日本國政府は、奄美群島における郵便組織の
 すべてを金融上の債務を負う。(オニ条三)

(五) 奄美群島による琉球政府の財産は、無償で
 日本國政府に移転される。(オニ条四)

外務省

(六) 奄美群島にある日本國政府の財産(鹿児島
 県等の財産を含む)は無償で日本國政府に
 返還される。(オニ条五)

(七) 米國政府は、本年十一月二十五日現在奄美群島
 の機關及び団体(個人)の所有物、積送の
 結果、南西諸島のその他の島の政府機關等には
 対して負うべき助定、債務及び琉球復興基金
 並びに

外務省

RA'-0624

0215

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

金庫に對して是より長期債務に依りてその残高並びに
 債権者及び債務者を西國政府に於て確認した
 上、その間の債権(約一億八千万)内と指定するもの
 とは無償に日本政府に移転する。(第三條六)
 (イ) 日本國は、戦争を原因とする米國、米國民及び
 南洋諸島の現地當局に對する日本國及び日本國
 民の請求権は、茲に
 放棄し、並びに
 本年十一月二十五日以前

外務省

日本國は、公序良俗に反し、其の限り、奄美群島に關
 する現地裁判所がした決定の民事的裁判の効力を
 作爲又は不作爲の効力を承認する。(第四條)
 (九) 日本國は、公序良俗に反し、其の限り、奄美群島に關
 する現地裁判所がした決定の民事的裁判の効力を
 作爲又は不作爲の効力を承認する。(第四條)
 は今衆國民政府の指令又は當時の法令に基
 きて本年十二月二十五日以前に、軍政府又
 は本島に在りていた請求権と放棄する。また、日本國
 民は、本年十二月二十五日以前に、軍政府又
 は本島に在りていた請求権と放棄する。

外務省

承認し且つ現地裁判所に現に係属中の民事の裁判
を引き継ぐ。(一五五条)

(一) 日本国は、奄美群島に在る者、現地裁判所を料した
刑に服役中のもの及び事件が現地裁判所に係属中
のものに対し日本国の法令及び手続に従つて刑事
裁判を行使することをできる。但し、~~いづれ~~いづれが水陸
中である場合には適當な措置を執られるべきであらう

外務省

引き続き日本国の法令及び手続に従つて刑事裁判
日本国が当事国である条約及びその他の協定は特に
平和条約、^{日本}安全保障条約、^{日本}行政協定、吉田総理大
臣とアチン米國國務長官との間の交換公文並びに
日本通商航海条約は、奄美群島に適用せらる。

(一五五条)

一、この協定の実施に關する事項は、西國政府又は

外務省

RA'-0624

0217

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

その制限のある旨を自由協定に於て合意せしむる。(一) 平和条
 二つの協定は、本年十二月二十五日、効力を生ずる。(二) 平和条
 二つの交換公文案の趣旨は、次のとおりである。
 アリソン米国外使は、同崎外務大臣よりこの事を知り、
 (一) 奄美群島を除く、平和条の二条件に掲げる
 その他の島に關しては、米國は、極東において平和及
 び安全の永續する状態を確立せしむるまじの旨、現在

外務省

と同程度に管理を継続する必要がある。また、
 (二) 奄美群島及びその領水は、極東の防衛及び安全
 と持異の關係がある。日本國は、この持異の關係
 を逸つ、南西諸島のその他の島の防衛と保全、
 強化し、及び容易にするため米國が必要と認める
 要を考慮に入れ、もつと了解する。
 以上を通報し、同崎外務大臣は、アリソン米国外使

外務省

RA'-0624

02 18

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0624

0219

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

あつて返答の(一)の是に(二)は(三)を記録にとり(四)
 の是に(五)は日本政府も(六)の(七)を(八)と(九)と(十)と
 する。

外務省

条約局長

第一課長

今日

閣議説明資料

(二十五日閣議)

奄美群島復帰に関する日米両国間取極締結

の交渉は十一月二十四日から外務省と在米米国外使館

及び復帰期日を十二月二十五日とする

との間で開始され十二月十六日に在米米国外使館

西国交渉官事者間に意見の一致を見たと(一)米国外使館

にあり(二)は(三)に本國政府の承認を求め(四)の申請した(五)

ニ、(六)と(七)を修正を求め(八)日米両國政府の(九)回訓あり

外務省

旨米國大使館より通報知したる。同大使館との間と
 引き続き交渉の上大体において意見の一致と見
 定金に意見の一致と見定金に意見の一致と見
 の訓令接副を待つてゐる次第である。こゝは右
 次第持ち廻り閣議におはかりした上、十五日自
 名するよりに努力いたる所存である。
 右の事情のため未だに兼協定の確定に案文と得る

外務省

に至つていたる。大体この線とを結ぶるものと
 もつて、協定に案文及び交換公文案の要綱を
 抑々として配付するべくして、
 未確定の
 前案の修正は、
 規定に多少の修正があることあり、
 案文の修正は、効力を生じないものとして規定

外務省

RA'-0624

0221

外務省

同種本債権移転の規定(第...条)が...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

の表紙の三葉である。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

日本国とアメリカ合衆国との間の奄美群島に関する協定案の要綱

奄美群島返還に関する米側案は、十一月二十四日在京米大使館側からわが方に提示された。十一月二十七日第一回の日米間打合を行い爾後随時打合を進めた結果、十二月十六日日本件返還を日米間の協定によることとし、返還が十二月二十五日に実現するよう米側においても努力することとなつた。

日米間の話合に基き在京米大使館が本国政府に回訓を求め、本件協定案、附属書案及び交換公文案の概要は左のとおりである。アメリカ合衆国は、奄美群島に関し、平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を日本国のために放棄する（協定第一条第一項）。

奄美群島とは附属書に掲げる群島（領水を含む。）をいう（協定第一条第二項）。

アメリカ合衆国が現に利用している二カ所の設備及び用地は、行政協定に定める手続に従つて合衆国軍隊が使用する。返還の日前までに右手続によることができなぬ場合には、その手続が

完了するまでの間引続き使用することが認められる（協定第二条第一項）。

日本国政府は名瀬測候所の運営を引き継ぎ、日米合同委員会の協議に従つて氣象観測の結果をアメリカ合衆国政府に提供する（協定第二条第二項）。



三 日本国政府は、「B」円につき三日本円の割合で「B」円と日本円との交換を行い、回収した「B」円を無償で合衆国民政官に返還する（協定第三条第一項）。

日本国政府は、返還日以後奄美群島における財政上の責任を有する（協定第三条第二項）。

日本国政府は、奄美群島における郵便組織の金融上の債務を負い、奄美群島における郵便組織と南西諸島のその他の島の郵便組織との間の債権債務は、両国政府間の後日の合意により決済される（協定第三条第三項）。

奄美群島にある琉球政府の財産はすべて無償で日本国政府に移転される（協定第三条第四項）。

アメリカ合衆国政府の管理下にあつた日本国有又は都道府県有財産は、無償で返還される（協定第三条第五項）。

奄美群島の個人又は団体等が、琉球復興金融基金等に負つてゐる債務については、両国政府はこれらの勘定の残高を確認の上、米側は右に関する権利及び利益を無償で日本国政府に移転する（協定第三条第六項）。

（注、約一億八千万B円と推定される）

四 両国政府は、奄美群島と南西諸島のその他の島の個人又は法人間の債権債務の決済を促進する手続を定める（協定第三条第七項）。

日本側はすべての請求権を放棄する。ただし、アメリカ合衆国の法令及び南西諸島の現地法令で特に認められたものの放棄を含まない（協定第四条第一項）。

日本国は米側のすべての作為又は不作為の効力を承認する（協定第四条第二項）。

五 日本国は、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、奄美群島の裁判所が行つた民事の確定裁判及び琉球上訴裁判所の民事の最終的裁判の効力を承認し存続させる（協定第五条第一項）。

日本国は、奄美群島の裁判所又は琉球上訴裁判所に係属中の民事事件の裁判権を引き継ぎ、且つ、引き続き裁判及び執行をする（協定第五条第二項）。

- 六 日本国は、奄美群島にいる者で服役中のもの又は奄美群島の裁判所又は琉球上訴裁判所に係属中のものに対し、日本国の法令及び手続に従つて刑事裁判権を行使する。但し、これらの者が抑留中である場合には適当な措置が執られるまでの間引き続き日本国の当局に抑留される。(協定第六条)
- 七 日本国が当事国である条約及びその他の国際協定は奄美群島について適用される。(協定第七条)
- 八 この協定の実施に関する事項は、両国政府間で合意する。(協定第八条)
- 九 この協定は一九五三年 月 日に効力を発生する。(協定第九条)
- 一〇 奄美群島とは、北方北緯二十九度、南方北緯二十七度、西方東経百二十八度十八分及び東方東経百三十度十三分を境界線とする区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁をいう。(附属書)

一一 平和条約第三条の他の島に關しては、合衆国は、平和及び安全の永続する状態が極東において確立されるまでの間、現に行便している程度の管理及び権限を維持することを必要とする。もつとも、合衆国は現在の政治上の分離が日本本土とこれらの島々との間の伝統的な文化上及び経済上のきずなの切斷をもたらすものでないことを認める。

一二 日本国政府は、奄美群島及びその領水は、極東の防衛及び安全と特異の關係を有することを認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化し、及び容易にするため合衆国が必要と認める要件を考慮に入れる。(交換公文)

公布案

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との協定及び関係
文書をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十八年 月 日

内閣総理大臣 吉田 茂

公 信 案

外 務 省

昭和二十八年塗料配付表
ア五カノ条約局用として十部受付

条局長	—
条一長	—
条一長	—
条三	三

外 務 省

RA'-0624

0226

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

回覽
 了以了司
 才一課長
 才二課長
 才三課長
 才四課長
 才五課長

了以了五課

外務省

RA'-0624

0227

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大臣	文書課長	昭和廿八年三月廿壹日	文書課 送日
政務次官	主 管	条 約 局 長	主 任 第 一 課 長
事務次官	受 信 人 名	条 一 第 九 七 号	昭和廿八年三月廿壹日
官房長	先 付 送 写	内閣総理大臣 吉田 茂	昭和廿八年三月廿壹日 附 属 あり
総務課長	信 件 名	奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の署名に 関し、別紙閣議決定案について閣議を求める。	正 (原稿) 桐本 (浄書)
アジア局長	送 信 人 名	外務大臣 岡崎 勝男	昭和二八年二月 田
第一課長	記 録 件 名		附 属 あり
第五課長	送 信 人 名		
国際協力局長	送 信 人 名		
第三課長	送 信 人 名		
条約局	送 信 人 名		
第三課長	送 信 人 名		
執務用	送 信 人 名		
信用	送 信 人 名		
主 信 4 15 19	送 信 人 名		
附 甲 4 100 104	送 信 人 名		
乙 協定及び関係文書(懸案)	送 信 人 名		
丙 協定は条一にある。	送 信 人 名		
丁	送 信 人 名		
備考 A.6.1.0.7-2-1	送 信 人 名		

閣 議 決 定 (案)
一 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に別紙協定案の趣旨によつて署名することとする。
二 この協定の署名は、外務大臣岡崎勝男をして当らせることとする。
三 この協定に関し、別紙書簡案の趣旨の書簡をアメリカ合衆国政府との間に取りかわすこととする。
公 信 案
外 務 省

21 253

RA'-0624

0228

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

主信	4	15	19
附	甲	4	100
	乙	4	100
	丙	ある。	公文は、
	丁		協定及
備考			交換

大臣
 政務次官
 事務次官
 官房長
 総務課長
 アジア局長
 第一課長
 第五課長
 欧米局長
 第一課長
 第五課長
 国際協力局長
 第三課長
 第三課長
 条約局長
 第三課長

公文書案	件名	先付送写	受信人	主 管	文書課 送日
外務省	「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件」		内閣総理大臣 吉田 茂	条約局長	
	別紙理由を具して閣議を求める。			第一課長	
		名件録記	受信人	号	昭和 年 月 日
			外務大臣 岡崎 勝男	昭 和	年 月 日
				附 属	あり
				正 (原稿)	(浄書)
				昭 和 十 八 年 十 二 月	日 起 章

公文書案	件名	先付送写	受信人	主 管	文書課 送日
外務省	「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件」			条約局長	
	別紙理由を具して閣議を求める。			第一課長	
		名件録記	受信人	号	昭和 年 月 日
				昭 和	年 月 日
				附 属	あり
				正 (原稿)	(浄書)
				昭 和 十 八 年 十 二 月	日 起 章

RA'-0624

0229

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

公 信 案	外 務 省
理由	
奄美群島の復帰に伴い必要とされる事項についてアメリカ合衆国政府との間に協定を締結する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。	

公 信 案	外 務 省
備忘	
十二月二十二日高橋条約第一課長より栗山総理事務課長にまた、糸谷一人より中尾総理事務課長に教示にわたり、電話連絡の結果、決りとなり、つぎのとおり。	
<p>支那要務課 十月二十三日午前中に、協定案本文各五、六部(タイア)案件 十月二十四日、協定案本文一、〇〇〇部(本庁)案件 正午に、協定案本文一、〇〇〇部(本庁)案件</p>	<p>わきろ 本印利五部(案件はタイア) 本印利一、〇〇〇部</p>
以上の件も日本領事外務省及び本領事館に送付するもの。	

本合議の目的は、議運本として、この案件を提出することである。本合議は、十月二十三日(一)

閣案第一号

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求め
るの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年十二月二十四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 彌 八 殿

衆議院事務総長 大 池 眞

(衆議院送付案はさきに予備審査のため配付し
た内閣送付案と同様であるから印刷を略す)

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求め
るの件 衆議院議案 西 八 八 八

右

国会に提出する。十二月二十四日

昭和二十八年十二月二十四日

日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求め
るの件

内閣総理大臣 吉田 茂

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求め
るの件

閣議第一号

昭和二十八年十二月二十四日

法 制 局

〇〇〇 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協
定の締結について承認を求め
るの件

一〇 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との
間の協定之案の一部を次のように修正する。

〇 第二系之中「するものとする。」の下に「遅延
の左の九百五十五号十二月三十一日日本国政府がその区
管を引くまで継続されることか合意されることを加える。

〇 第三系ノ中「合衆国政府は、」B「内」と引き替へるに
て「合衆国政府は、」B「号内」又は「B「号内」と引き替へ
るに、」B「内」を「B「号内」に改める。

〇 第四系ノ中「法令及び南西諸島」を「法令又は南
西諸島」に改める。

〇 第五系を第七系とし、以下順次二系ずつ繰り下げ

十二月二十四日閣議第一号

RA'-0624

0233

○第四條の次に次の二条を加える。
第五條
第五條
○要領論文の一部を次のように修訂する。
○東洋報社ノノを前記の二の番号を削る。
○往來中ノを前記の二の番号を削り、閣下が前記のノに
と「閣下ハ」前記の二に」と前記の二に

第五條

1 日本国は、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、次の裁判が有効であることを承認し、且つ、それらの効力を完全に存続させるものとする。

(a) 奄美群島におけるいづれかの裁判所が千九百五十三年十月二十五日前にした民事の裁判で、同日前の法令によつて再審査の手段又は権利がなかつたもの及び

(b) 沖縄における琉球上訴裁判所が千九百五十三年十二月二十五日前にした民事の最終的裁判で、奄美群島におけるいづれかの裁判所に係属した事件に関するもの

2 日本国は、訴訟当事者の実質的な権利及び地位をいかなる意味においても害することなく、千九百五十三年十二月二十五日に奄美群島におけるいづれかの裁判所に係属中の民事事件又はそれらの裁判所に係属した民事事件で千九百五十三年十二月二十五日に琉球上訴裁判所に係属中のものについて、裁判権を引き継ぎ、且つ、引き続き裁判及び執行をするもの

RA'-0624

0234

とする。

第六條

日本国は、奄美群島に在る者で、千九百五十三年十二月二十五日前に南西諸島におけるいづれかの裁判所が科した刑に服役中のもの又は千九百五十三年十二月二十五日前記の裁判所若しくは沖繩における琉球上訴裁判所に事件が係属中のものに対して、日本国の法令及び手続に従つて刑事裁判権を行使することができる。但し、これらの者が千九百五十三年十二月二十五日に抑留中である場合には、適当な措置が執られるまでの間引き続き日本国の当局の下に抑留されるものとする。日本国の当局は、前記の者に対して刑事裁判権を行使するに際し、南西諸島における裁判所又は沖繩における琉球上訴裁判所が前記の者に対して刑事裁判権を行使する際に用いた証拠資料に対して相当な信頼を置くものとする。

部6

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の

締結に就いて承認を求めらるるの件 中修正

(協定の案)

第二条第二項の末尾に「避けがたい遅延のため千九百五十三年十二月二十五日に日本国政府がその運営を引き継ぐことができないう場合には、現状どおりの運営が、日本国政府がこの責任を引き受ける準備ができる時まで、継続されることが合意される。」を加える。

第三条第一項中「B」を「B」号円に、「A」を「A」号円に、アメリカ合衆国政府は「B」号円と引き替えに」と「A」を「A」号円に、アメリカ合衆国政府は「B」号円又は「B」号円と引き替えに」に改める。

第四条第一項中「法令及び南西諸島」を「法令又は南西諸島」に改める。

第七条と第九条とし、第六条と第八条とし、第五条と第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

十一月二十五日 總理府 總理 府

日本標準規格 B5 (十四行間)

RA'-0624

0235

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

第五條

1 日本国は、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、次の裁判が有効であることを承認し、且つ、それらの効力を完全に存続させるものとする。

(a) 奄美群島におけるいずれかの裁判所が千九百五十三年十月二十五日前にした民事の裁判で、同日前の法令によつて再審査の手段又は権利がなかつたもの及び
(b) 沖縄における琉球上訴裁判所が千九百五十三年十二月二十五日前にした民事の最終的裁判で、奄美群島におけるいずれかの裁判所に係属した事件に関するもの

2 日本国は、訴訟当事者の実質的な権利及び地位をいかなる意味においても害することなく、千九百五十三年十二月二十五日に奄美群島におけるいずれかの裁判所に係属中の民事事件又はそれらの裁判所に係属した民事事件で千九百五十三年十二月二十五日に琉球上訴裁判所に係属中のものについて、裁判権を引き継ぎ、且つ、引き続き裁判及び執行をするもの

とする。

第六條

日本国は、奄美群島にいる者で、千九百五十三年十二月二十五日前に南西諸島におけるいずれかの裁判所が科した刑に服役中のもの又は千九百五十三年十二月二十五日前記の裁判所若しくは沖縄における琉球上訴裁判所に事件が係属中のものに対して、日本国の法令及び手続に従つて刑事裁判権を行使することができ、但し、これらの者が千九百五十三年十二月二十五日に抑留中である場合には、適当な措置が執られるまでの間引き続き日本国の当局の下に抑留されるものとする。日本国の当局は、前記の者に対して刑事裁判権を行使するに際し、南西諸島における裁判所又は沖縄における琉球上訴裁判所が前記の者に対して刑事裁判権を行使する際に用いた証拠資料に対して相
当な信頼を置くものとする。

B5 良紙
700 (倍紙)
(No.)

手書
手書
手書

(原案あり)

美領島嶼に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結を以て承認するの件

スミソニシニ

700

外務省

10x20

閣下が前記の「1」を「閣下は」「前記の2」を「前記」に改める。

(二箇所)及び「^{全二箇所}」を削る。

1. 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和条約第三條に掲げるその他の島に關しては、アメリカ合衆國は、平和及び安全の永続する状態が極東において確立されるまでの間、この区域における平和及び安全の維持に効果的に寄与することができるように、現に行使している程度の管理及び権限を維持することを必要とする。もつとも、アメリカ合衆國は、現在の政治上の分離が日本本土とこれらの島との間の伝統的な文化上及び經濟上のきずなの切斷をもたらすものでないことを認める。

総理府

日本標準規格 B5 (十四行體)

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA'-0624

0237

別丁
奇新

(No.)

理由由

奄美群島の復帰に伴い、
 奄美群島と本土との交通に
 支障をきたす虞があること
 を理由として、
 奄美群島の復帰に伴い、
 奄美群島と本土との交通に
 支障をきたす虞があること
 を理由として、

三

外務省

10x20

別丁
奇新

別丁
要す

(No.)

理由由

奄美群島に南す、日本国とアメリカ合衆国の
 間の協定の締結に付いて承認を要求する件
 奄美群島に南す、日本国とアメリカ合衆国の間の
 協定の締結に付いて日本国が承認を要求する件
 但書の規定に基づき、国会の承認を要求する。

一

外務省

10x20

RA'-0624

0238

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との
間の協定の締結について承認を求めるの件

外務省

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の
締結について承認を求めるの件

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結
について、日本国憲法第七十三条第三項但書の規定に基き、国会
の承認を求める。

外務省

RA'-0624

0239

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

理由

奄美群島の復帰に伴い必要とされる事項についてアメリカ合衆国政府との間に協定を締結する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

外務省

RA'-0624

0240

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

協定承認と祝賀決議

奄美返還 きのりの函院

わが国は、昭和二十八年十二月二十四日、米英露法ソの五国と協定承認し、奄美群島の返還を決定した。この協定は、我が国の主権を回復し、領土の統一を成す重要なものである。政府は、この協定の承認を決定し、祝賀決議を採択した。この決議は、国民の心を鼓舞し、戦後復興の士気を高めるものである。政府は、この協定の承認を決定し、祝賀決議を採択した。この決議は、国民の心を鼓舞し、戦後復興の士気を高めるものである。

米大使代理の参照

米大使代理の参照は、この協定の承認を決定し、祝賀決議を採択した。この決議は、国民の心を鼓舞し、戦後復興の士気を高めるものである。

28.12.24 卯日

政令第四〇五号

昭和二十八年十二月二十四日

奄美群島の復帰に伴う外務省関係法律の適用の暫定措置等に関する政令（案）

内閣は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（在外公館等借入金整理準備審査会法関係）

第一条 奄美群島に本籍又は住所を有していたため自己の責に帰することができない事由で、在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第七十三号）の規定による借入金の確認の請求をすることができなかった者については、同法第五条第一項中「この法律施行後百五十日以内（未引揚者については、本邦上陸後一年以内とし、この法律施行後現地において死亡した者については、その死亡の確認があつた日以後百五十日以内

RA'-0624

0241

とする。」「とあるのは、「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行の日以後百五十日以内」と読み替えるものとする。

(旅券法関係)

第二条、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）附則第七項中「北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）」とあるのは、同項の規定が改正されるまでの間、「硫黄島及び伊平屋島、北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行の日から施行する。

理 由

奄美群島の復帰に伴い、在外公館等借入金整理準備審査会及び旅券法の適用について、必要な暫定措置等を講ずる必要があるからである。

昭和三十八年十二月十八日
外務省

奄美群島の復帰に伴う外務省関係法令の適用の
暫定措置等に関する政令制定に関する説明書

第一 政令案制定の経緯

昭和三十八年十一月十六日法律第二百六十七号「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」が公布されることとなる。同法律は、政令で定める日（奄美群島の復帰の日）から施行されることとなる。同法律第十條の規定に基づき、奄美群島の復帰に伴い必要とされる事項については、政令で所要の措置を採ることができることとなつてゐる。

右の次第に基づき、外務省関係の法令中政令で所要の措置を採る必要がある法令は、左の二件であるから、これ等二法令の適用の暫定措置に関する政令を制定する必要がある。

- 一 在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和三十四年法律第百七十三号）
- 二 旅券法（昭和三十六年法律第二百六十七号）

第二 政令案の内容の説明

本文を二条とし、第一條は、在外公館等借入金整理準備審査会法の適用の暫定措置について規定し、奄美群島に本籍又は住所を有していたため自己の責に帰すことができなない事由で在外公館等借入金整理準備審査会法の規定により同法第一條第二項の借入金確認の請求をすることができなかつた者をこの政令により請求可能ならしめんとするものである。

第二條は、旅券法の適用の暫定措置について規定し、従来奄美群島への渡航には身分証明書を必要としていたが、一般の復帰により、右を必要とせざることに改めんとするものである。

(参考)

法律第二百六十七号

昭和二十八年十一月十六日

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

(抜萃)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるもの(以下「奄美群島」という。)の復帰に伴い、法令の適用について必要な暫定措置等を定めるものとする。

(必要な経過措置等の政令等への委任)

第十条 第二条から前条までに規定するものの外、奄美群島に關し左に掲げる事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令(訴訟に關する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に關するものについては、最高裁判所規則)で必要な規定を設けることができる。

- 一 通貨の交換及び債権債務の単位の切替に關する事項
- 二 本邦の法令の奄美群島における適用についての必要な経過措置
- 三 前各号に掲げるものの外、奄美群島の復帰に伴い必要とされる事項

(参考)

法律第七十三号

(昭和二十四年六月一日公布)

在外公館等借入金整理準備審査会法(抜萃)

(借入金の確認の請求)

第五条 借入金を提供した者(その者が死亡した場合においては、その相続人)は、この法律施行後百五十日以内(未引揚者については、本邦上陸後一年以内とし、この法律施行後現地において死亡した者については、その死亡の確認があつた日以後百五十日以内とする。)に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求することができる。

(参考)

法律第二百六十七号

(昭和二十六年十一月二十八日公布)

旅券法

(抜萃)

第一条

第二十五条

附則

1

7 北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)、
孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。)
並びに沖の鳥島及び南鳥島に渡航する者に対しては、当分の間、
政令で定めるところにより、身分証明書を発給するものとする。

RA'-0624

0245

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

官報

号外

昭和二十八年十二月二十四日

参議院會議録第二号

○第十九回

昭和二十八年十二月二十四日(木曜日)

午後三時三十分開議

議事日程 第二号

昭和二十八年十二月二十四日

午後一時開議

第一 奄美群島に関する日本国と

アメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付) (委員会審査省略)
要求事件)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十日議長において、左の常任委員の解任を許可した。

内閣委員 紅露 みつ君
人事委員 松原 一彦君
文部委員 川口爲之助君
厚生委員 横川 信夫君
農林委員 高野 一夫君
同 吉田 萬次君

予算委員 平林 太一君
同 天田 勝正君
同 高田なほ子君
同 寺本 廣作君
同 千田 正君
同 岡田 宗司君
同 松浦 定義君
同 相馬 助治君
同 松浦 清一君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

議院運営委員 議院運営委員 寺本 廣作君
同 天田 勝正君
同 戸叶 武君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

通商産業委員会 理事 藤田 進君(滝野三朗君の補欠)

議院運営委員会 理事 寺本 廣作君(松浦定義君の補欠)

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

昭和二十六年年度一般計歳入歳出決算、昭和二十六年年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十六年年度政府関係機関決算報告書(第十五回国会提出)

同日議員から左の質問主意書を提出した。

米國対日援助費及び終戦処理費の処

理に関する質問主意書(一)松政二君提出

同日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は即日それぞれこれを承認した。

行政機構の整備等に関する調査承認要求書

一、事件の名称 行政機構の整備等に関する調査

一、調査の目的 行政事務の簡素化及び効率化を図るため行政機構を整備し、且つ恩給制度その他行政事務運営の適正を期するための必要調査を行う。

一、利益 行政機関について全体として系統的に構成し充分の機能を發揮し得るよう、整備するため根本的な方策を樹立し、並びに恩給制度に関する諸問題を解決する等その他行政事務運営の適正を図ることが出来る。

一、方法 関係方面から説明並びに意見の聴取、資料の要求、現地調査等を行う。

一、期間 今期国会閉会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する調査

昭和二十八年十二月十日

内閣委員長 小酒井養男

参議院議長 河井彌八君

国家公務員の給与問題等に関する調査承認要求書

一、事件の名称 国家公務員の給与問題等に関する調査

一、調査の目的 国家公務員の給与問題並びに公務員制度全般についての根本非難を確立することを目的とする。

一、利益 公務員の福祉及び利益を擁護し、公務の能率的運営を促進する。

一、方法 本問題についての関係者、学識経験者の説明を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実情調査を行う。

一、期間 今期国会閉会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する調査

昭和二十八年十二月十日

人事委員長 村尾 重雄

参議院議長 河井彌八君

地方行政の改革に関する調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、調査の目的 地方行政の改革に関する調査

一、利益 地方行政の改革に関する調査

一、方法 地方行政の改革に関する調査

一、期間 地方行政の改革に関する調査

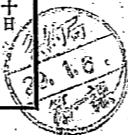
一、調査の目的 地方行政の改革に関する調査

一、利益 地方行政の改革に関する調査

一、方法 地方行政の改革に関する調査

一、期間 地方行政の改革に関する調査

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議録第二号 議長の報告



昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議第二号 議長の報告

一、調査の目的 地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の確立、治安の維持並びに国防、選挙等の問題について調査研究する。

一、利益 地方行政の改革に資することができる。

一、方法 政府、地方その他関係方面の意見聴取及び資料の収集並びに現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
地方行政委員長 内村 清次
参議院議長河井瀧八郎
検察及び裁判の運営等に関する調査承認要求書

一、事件の名称 検察及び裁判の運営等に関する調査

一、調査の目的 独立後における我國の現状に適合するよう、裁判及び検察の民主的運営を推進し、事件の能率的処理を図るため、これを阻む事実の有無を調査して、所要の立法的対策を講ずる等適切な措置をとることを目的とする。

一、利益 司法制度の民主的運営と能率の増進に寄与し、犯罪の防

つ、人権の擁護及び公安の保持に資する。

一、方法 政府、最高裁判所その他の関係機関、地方公共団体及び民間団体等より意見の聴取、資料の収集ならびに現地調査を行い、必要に応じて調査事項を分つて、小委員会を設け専門的に調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
法務委員長 郡 祐一
参議院議長河井瀧八郎
国際情勢等に関する調査承認要求書

一、事件の名称 国際情勢等に関する調査

一、調査の目的 M.S.A援助、日韓問題、賠償問題、東南アジア開発等現在の外交上の重要問題について調査研究を行う。

一、利益 外交上の重要問題について不断に調査研究を行うことによつて、わが国外交の円滑なる推進に寄与する。

一、方法 関係当局より説明を聴取すると共に資料の収集現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
外務委員長 佐藤 倫武
参議院議長河井瀧八郎
租税、金融制度及び専売事業等に関する調査承認要求書

一、事件の名称 租税、金融制度及び専売事業等に関する調査

一、調査の目的 現下の諸情勢に於て、租税、金融政策、制度の確立、専売事業の適正なる運営等に資するため必要な調査を行う。

一、利益 わが国産業経済の健全なる発展に資する。

一、方法 各方面の関係者、学識経験者等より意見を聴取し、資料を収集し、且つ、必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
大蔵委員長 大矢半次郎
参議院議長河井瀧八郎

教育、文化及び学術に関する調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査

一、調査の目的 教育制度、教育行政、文化財保護及び学術等の諸問題をめぐり調査研究することを目的とする。

一、利益 教育、文化及び学術についての諸法の必要なる改定制定に寄与することができる。

一、方法 関係官民より説明を聴取し、参考資料を要求し、又必要に応じて現地に実情を調査するため職員を派遣する。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
文部委員長 川村 松助
参議院議長河井瀧八郎
社会保険制度に関する調査承認要求書

一、事件の名称 社会保険制度に関する調査

一、調査の目的 社会保険制度の確立が現下の最も重要な問題であるのにかんがみ、社会保険制度に関する

一、利益 社会保険制度を速かに完成し、もつて国民生活安定の基礎を確立することが出来る。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
厚生委員長 堂森 芳夫
参議院議長河井瀧八郎
農林政策に関する調査承認要求書

一、事件の名称 農林政策に関する調査

一、調査の目的 農林生産の増進を図ることは自立経済確立の根本要件である。よつて農林業の発達振興に際して時進に即応した適切な政策を樹立し、これが強力な実施を促進する資するため本調査を行う。

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議第二号 議長の報告

一、利益 農林業の発達振興に寄与し、自立経済の強化確立に資する。

一、方法 官庁、公共団体、民間団体及び民間有識者等から意見を聴取すると共に資料の収集及び現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
農林委員長 宮本 邦彦
代理理事 宮本 邦彦
参議院議長河井瀧八郎
食糧政策に関する調査承認要求書

一、事件の名称 食糧政策に関する調査

一、調査の目的 本年の稲作が、稲有の不作であるため、国内の食糧事情が極めて緊迫した状態に陥つたので、かかも事情に当面してこれが危機の打開に資するため本調査を行う。

一、利益 食糧事情の危機の打開に資する。

一、方法 官庁、公共団体、民間団体及び民間有識者等から意見を聴取すると共に資料の収集及び現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
農林委員長 宮本 邦彦
代理理事 宮本 邦彦
参議院議長河井瀧八郎
水産政策に関する調査承認要求書

一、事件の名称 水産政策に関する調査

一、調査の目的 現下水産関係の問題を適正に調整打開し、強力なる政策を確立するため本調査を行う。

一、利益 海面、内水面の諸漁場を調整し、水産物の増産を図り、我が国における不可欠の蛋白質源である魚類を確保し、産業の発展に寄与する。

一、方法 官庁、公共団体、民間団体及び民間有識者等から意見を聴取すると共に資料の収集及び現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
通商産業委員長 中川 以良
参議院議長河井瀧八郎

運輸一般事情に関する調査承認要求書

一、事件の名称 運輸一般事情に関する調査

一、調査の目的 陸運、海運、航空、観光並びに気象業務の実情を調査し、運営及び組織等の改善強化に資するため。

一、方法 政府並びに民間関係者より実情を聴取すると共に資料を収集し、且つ必要に応じて現地調査をなし、検討を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
運輸委員長 前田 綱
参議院議長河井瀧八郎
郵政事業の運営実情に関する調査承認要求書

一、事件の名称 郵政事業の運営実情に関する調査

一、調査の目的 郵政事業の運営の適正を期し、その経営改善を調査検討する。

一、利益 郵政事業の公益性と採算制の要求を適正に調整し、郵政事業のサービスの向上、事業財政の健全化に寄与する。

一、方法 広く関係方面から計画、実施、成果等につき意見を聴取し、資料の収集並びに現地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
郵政委員長 池田宇右衛門
参議院議長河井瀧八郎
電気通信事業運営状況に関する調査承認要求書

一、事件の名称 電気通信事業運営状況に関する調査

一、調査の目的 電信及び電報事業の運営状況を調査し、今後の対策に資する。

一、利益 電気通信事業の健全な運営に資する。

一、方法 関係者より意見を聴取し、資料を求め、必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議録第二号 議長の報告

則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
電気通信委員長 左藤 義詮
参議院議長河井彌八郎
電波行政に関する調査承認要求書

一、事件の名称 電波行政に関する調査
一、調査の目的 テレビジョン放送並びに中波放送その他電波に関する行政の運営状況調査
一、利益 電波行政の円滑な運営に資する。

一、方法 関係者より意見を聴取し、資料を求め、必要に応じ実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
電気通信委員長 左藤 義詮
参議院議長河井彌八郎
労働情勢一般に関する調査承認要求書

一、事件の名称 労働情勢一般に関する調査
一、調査の目的 労働情勢一般に関する調査承認要求書
一、利益 建設行政及び事業並びに国土総合開発等についてその実態を把握し、合理的且つ総合的立場から治水、利水、交通、都市、住宅等の諸問題の対策を樹立するとともに、関係法令の改廃の検討に資する。

一、方法 広く関係官民から計画、実施、成果等につき意見を聴取するとともに、実地調査、資料の収集等により調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
建設委員長 石川 清一
参議院議長河井彌八郎
日本経済の安定と自立に関する調査承認要求書

一、事件の名称 日本経済の安定と自立に関する調査
一、調査の目的 内外情勢の変化に即応して、日本経済の安定と自立体制確立のための諸方策の実施状況とその実施諸条件について調査研究する。

一、利益 経済諸施策の推進に資し、日本経済の安定と自立体制の確立に資する。

一、方法 政府及び民間関係者から説明又は意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
経済安定委員長 早川 愷一
参議院議長河井彌八郎
国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査承認要求書

一、調査の目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理については、特に慎重調査を要すると認められる事項があるため、所要の調査並びに全般的検討を行い、国費の効率的使用に資する。

一、利益 昭和二十六年及び今後年度の決算に資する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関担当者から説明を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日
決算委員長 東 隆
参議院議長河井彌八郎
去る十一月厚生委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 當岡 一郎君(當岡 一郎君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和二十八年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案(井上良二君九名提出)

去る八日委員長から左の報告書が提出された。

行政機構の整備等に関する調査報告書
国家公務員の給与問題に関する調査報告書
検察及び裁判の運営等に関する調査報告書
地方行政の改革に関する調査報告書
労働情勢等に関する調査報告書
租税、金融制度及び専売事業等に関する調査報告書

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議録第二号 會議 故議員林了君に対する追悼の辞

教育、文化及び学術に関する一般調査報告書
社会保障制度に関する調査報告書
水産政策に関する調査報告書
労働情勢一般に関する調査報告書
運輸一般事情に関する調査報告書
日本経済の安定と復興に関する調査報告書
国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査報告書
通商及び産業一般に関する調査報告書
郵政事業の運営等に関する調査報告書
電気通信事業運営状況に関する調査報告書
電波行政に関する調査報告書
昭和二十八年年度予算の執行状況に関する調査報告書
去る十日委員長から左の報告書が提出された。

協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案審査報告書
労働基準法の一部を改正する法律案臨時審査報告書
臨時治安防衛法審査報告書

破産工業合理化及び破産輸出調整臨時措置法審査報告書
去る七日委員長から左の報告書が提出された。

建設行政に関する調査報告書
去る八日委員長から左の報告書が提出された。

農林政策に関する調査報告書
食糧政策に関する調査報告書
去る十日委員長から左の報告書が提出された。

勸学青年教育振興法案審査報告書
同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣官房長官 福水 健司君
内閣官房副長官 江口見登留君
同 田中不破三君
法制局長官 佐藤 達夫君
法制局次長 林 修三君
行政官 菊池 義郎君
北海道開発 政務次官 玉置 恒一君
自治行政次官 青木 正君
自治庁次長 鈴木 俊一君
保安行政次官 前田 正男君
保安庁次長 増原 喜吉君
経済審議 政務次官 深水 六郎君
法務政務次官 三浦寛之助君

外務政務次官 小淵 彬君
大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵省主計局長 森永貞一郎君
文部政務次官 福井 勇君
厚生政務次官 中山 マサ君
農林政務次官 平野 三郎君
通商産業政務次官 古池 信三君
運輸政務次官 西村 英一君
郵政政務次官 飯島 定輔君
労働政務次官 安井 謙君
建設政務次官 南 好雄君
首都建設政務次官 木村 守江君
同日内閣総理大臣から、内閣官房長官 福水健司君外二十四名(前掲議長承認のとおり)を第十九回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

去る十四日左の質問主意書を内閣に転送した。

米國対日援助費及び終戦処理費の処理に関する質問主意書(松政二君提出)
去る十五日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

公海における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案(白濱仁喜君外十一名提出)
去る十八日内閣から左の報告書を受領した。

昭和二十八年年度第一、四半期中における予算使用状況報告書
去る十九日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員一松政二君提出米國対日援助費及び終戦処理費の処理に関する質問に対する答弁書
同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和二十八年年度一、四半期における國庫の状況報告書
去る二十日死去された議員林了君に対し昨二十三日左の弔詞を贈つた。

参議院は議員林了君の長逝に對して、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

一昨二十三日内閣から左の報告書を受領した。

第十三回及び第十五回国会参議院において採択せられた諸議の処理経過
本日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

奄美群島に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めめるの件
本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

奄美群島に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めめるの件

本日内閣から、左の議案につき委員会の審査を請求書が提出された。

奄美群島に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めめるの件

本日議員大屋三三君外二十一名が委員会審査を請求書を附し左の議案を提出した。

奄美群島の日本復帰施設法案

○議長(河井彌八郎) これより本日の會議を開きます。

議員林了君は、去る二十日逝去されました。誠に痛惜の至りに堪えません。同君に對しては、議長はすでに弔詞を贈呈いたしました。

堂業芳夫君から發言を求められました。この際、發言を許します。堂業芳夫君。

〔堂業芳夫君發言、拍手〕
○堂業芳夫君 只今議長より御報告になりました通り、議員林了君は、去る二十日、突如疾心症のため逝去されました。誠に痛惜の至りに堪えません。ここに、甚だ惜感ではございませんが、同僚諸君のお許しを得まして、同君の生前を追憶し、哀悼の辞を述べたいと存じます。

故林了君は、明治四十一年福井県福

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議録第二号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件

判所が科した刑に服役中のもの又は千九百五十三年十二月二十五日に前記の裁判所若しくは沖繩における琉球上訴裁判所に事件が係属中のものに対して、日本国の法令及び手続に従つて刑事裁判権を行使することができる。但し、これらの者が千九百五十三年十二月二十五日に抑留中である場合には、適当な措置が執られるまでの間引続き日本国の当局の下に抑留されるものとする。日本国の当局は、前記の者に対して刑事裁判権を行使するに際し、南西諸島における裁判所又は沖繩における琉球上訴裁判所が前記の者に対して刑事裁判権を行使する際に用いた証拠資料に対して相当な信頼を置くものとする。

第七条 日本国が当事国である条約及びその他の国際協定(千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約及びこれに基き改正された行政協定、同日に日本国総理大臣とアメリカ合衆国務長官との間で交換された公文並びに

千九百五十三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含む)は、この協定の効力発生の日から奄美群島について適用されるものとする。

第九條 この協定は、千九百五十三年十二月二十五日に効力を生ずる。 以上の証文として、下名は、各自の政府により正当な委任を受け、この協定に署名した。

交換公文(表) 書簡をもつて書上いたします。本使は、本日署名された奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に言及し、且つ、次のとおり述べた光榮を有します。 奄美群島及びその領水は、日本本土と南西諸島のその他の島におけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、極東の防衛及び安全と特異の関係を有する。日本国政府は、この特異の関係を認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化し、及び容易にするためアメリカ合衆国が必要と認める要求を考慮に入れるものと了解される。 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和二十八年十二月二十四日 外務大臣 岡崎 勝男 日本国駐在アメリカ合衆国特命全權大使 ジョン・M・アリソン閣下 [閣務大臣岡崎勝男君登壇、拍手] ○閣務大臣(岡崎勝男君) 只今議題となりました奄美群島に関する日米間の協定締結につき承認を求めの件につきまして御説明いたします。 南西諸島の島々は、歴史的にも経済的にも、我が日本本土とは切つても切れない密接な関係があり、現地の住民や出身者の日本復帰を望む声は極めて熾烈なものがあつたので、政府としては、平和条約の発効以来、種々米側と折衝を行つて参りました。そして過渡的には、これら諸島の住民の生活をできるだけ内地住民の生活と同様にすべく、行政、経済、文化等の面において各種の施策を行い、これを漸次拡大して参りましたが、これを並行して根本的解決についても交渉を行つて来たのであります。

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議録第二号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件

ても、段階的にその一部なりとも先に復帰せしむることの可能性はあり得べしと考へ、そのような趣旨で折衝をいたしましたところ、幸いにして米國政府もこれに応じ、本年八月八日、ダレス國務長官の声明となつたのであります。爾來、奄美群島復歸に関する協定の交渉を行つて参つたのであります。が、その間に種々複雑な問題もあつて、日米双方の当事者の熱心なる努力にもかかわらず、意外に遅延し、今般漸く双方の意見一致を見るに至りました。よつて政府としては、この案による協定を締結し、同群島の復歸を実現いたしたく、ここに國會の御承認を求めるとした次第であります。

案する権利を合むるものであります。なほ、日本に復歸する奄美群島の地理的範圍につきましては、第一條第二項及び協定附屬書によりまして、旧鹿屋島群島の島嶼全部を包含することとなつております。 第二條は、第一項において、米國が現に奄美群島において利用している軍用設備及び用地は、日米行政協定の手続に従つて、同國軍隊が引き続き使用することを認めております。なほ、現在米國政府が利用しているものは、沖永良部島にあるレーダー施設を含め、二カ所しかありません。 第三條は、復歸に伴ひ財務関係の事項を規定してあります。即ち、第一項に、日本國政府は、復歸のときに奄美群島に流通しているB円を一對三の割合で日本円と交換し、回収したB円を無償で米國側に返還することを規定してあります。B円の流通高は二億四千万円であり、米國政府は、この債権をすべて無償で日本國政府に移転することを規定してあります。

考慮に入れるものと了解する旨を通報し、これに対し、私よりアリソン大使あての返簡で、日本政府も同様に了解する旨を通報するものであります。尤もこれにつき、將來具體的要求があつた場合には、勿論、行政協定の手續に従つて考慮されるものであります。 以上は本協定の内容であります。が、政府としては、その他の南西諸島や小笠原諸島その他の島々につき、要望等を体して、今後とも善処して行きたいと考えてあります。幸いにして、本協定が國會の御承認を得ましたれば、本日中午に直ちにこれに署名し、奄美群島の復歸を明二十五日の午前零時を期して実現することとしたのであります。

○内村清次君登壇、拍手 閣下、私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、奄美群島に関する

昭和二十八年十二月二十四日 衆議院會議録第二号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

私は、先づ本院の議院によりまして、本群島の復讐に伴う行政措置等につきまして、その実情を調査するため、同僚議員四名と共に現地に派遣せられたのでございまして、同群島の現状をつまびらかに承知すると共に、同群島民の復讐希望の熱意に打たれて参りました次第でございまして、私は先づ以てアメリカ側の理解と好意に対して感謝いたしますと共に、その間における政府の努力を多とするものでございまして、併しなから我が国といたしましては、更に進んで、平和条約において本群島と同様に取扱われております沖縄、小笠原等につきましても、一日も遅やかなる返還を図るために、万全の努力を傾倒せなければならぬことは申すまでもないことと申すものでございまして、今回の本群島の復讐は、我が国の主権の所在せしめられております地域の我が国への復讐の先例ともなるべき重大なる意義を保持してゐるものであります。従いまして、今回の日米交渉の内容も、同群島の復讐に伴います我が国の受入措置は、国内的にも国際的にもその意義は極めて重大なるものであると申すのであります。

昭和二十八年十二月二十四日 衆議院會議録第二号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

程度は管理及び権限を維持するに必要とする」と述べられてゐるものであります。我々は、平和条約の第二条における北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)南列島(小笠原諸島、西之島及び火山列島を含む)等は、日本国の主権の所在領土であり、一日も早く日本国復讐を要する全国民の意思を、衆参両院の院議を以てして議決いたしましたことは、未だ新たなことと申すのであります。これら諸島住民は、今回の奄美群島復讐の喜びによりまして、より一層復讐の熱望を表明するに、想像にかたくないことであらうと私は考へるのであります。これに對し、日本政府は、如何なる態度を以てしまして米國及び國民に對地しようとするのであるか、この際、特に総理大臣から明確に御答をお願ひいたしたいのであります。

それから、この債権譲渡についての御質問であります。先ほども私が御説明いたしました通り、沖縄の琉球政府或いはその復興金融基金等におきまして、約一億八千万円の債権を奄美大島の団体なり或いは個人に對して貸付け、融資をいたしてあります。これをそのままごとく日本側に無償で譲渡するということになつておりました。先ほど申した通り五億四千円ほどになるかと考へておりました。それからこれに関連いたしまして、B田の流通はどのくらいあるかという御質問であります。これは正確な統計がありませんが、はつきりいたしておりましたが、或いは一億八千万円内であらうという考へ方があります。し、事によると一億五千万円あるかも知れんというところがあります。これは實際に明日から引換をやつてみないとわかりません。併し大体先ほど申した通り一億前後であらうかと、考へておりました。

RA'-0624

0251

昭和二十八年十二月二十四日 参議院会議録第二号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

メリカ側のほうの債務として出したものじやないか云々という話もございまして、これがつきましては、実は先ほど外務大臣から答弁がありました通り、約一億八千万円に對する琉球側の政府機關球復興基金等の債権を無償で譲受けておりますし、また只今申し上げたように、二億八千万円に達する補助金を出している、それらの学校復旧、経済安定等のものも、何ら返済義務を負っておりませんし、更に奄美群島をアメリカが占領した当時、丁度向うが引換えて消却したのが日本銀行券で約八千万円ある等の、こういった事実から見まして、これを請求しないほうが適當である、こういう結論に達したような次第でございます。(拍手)

○内村清次君 答弁を忘れていられるので、議席から申し上げます。

○議長(河井彌八君) 内村君、御登壇を願います。

○内村清次君登壇、拍手

○内村清次君 先ほどの岡崎外務大臣の答弁の中に、お忘れになっている問題があつたわけでございまして、それは、現在、沖繩、いわゆる琉球政府に、奄美群島の公務員が相當就職いたしておりますが、同時に約五万の多

数の労働者関係が在任しておりますが、この復讐と同時に、すでにアメリカ軍のほうでは、軍の通過を以ちまして、奄美大島のほうに備すというような通過をやつておられる。この問題は非常に現地のほうにおきまして重要視されておられ、早く附つてもうこの地におきまして、希望してございまして、併しながら現地の全く職も殆んどなく、食糧も困つておられるという現状でございまして、できるならば、そのまま公務員は就職を希望したいという問題があつたわけでございまして、この点は委員会におきましてもいろいろと問題にしまして、この日本の会談の中に、この問題は重要に取扱われておるのだという報告を受けておたわけでございます。この問題についての岡崎外務大臣の答弁が明瞭でないと思つて、先ほど申し上げました。

○議長(河井彌八君) 曾益君。

○曾益君 私は日本社会党第二控を代表いたしまして、只今提案になりました案件につきまして若干の質問をいたしたいと思つて存じます。

先ず、我々は奄美大島の復讐を極めて喜ぶものでございまして、共に、やほり、この問題が解決すると同時に、沖繩に残された八十万の同胞諸君或いは小笠原島等のまだ歸らざる同胞諸君のことを深く考へざるを得ないと思つて存じます。この観点からこのたびの協定と交換公文を見ますと、我

我は一方において喜ぶと共に、幾多の疑念を持たざるを得ないのでございまして、本来ならば十分に委員会におきまして質疑をいたすのが順序でございするが、このたびは特別の場合でございしまするので、本会議におきまして是非国民に代つて御質問申し上げたい重要な点をビック・アップして、また存するものであります。

第一に、交換公文によりますと、奄美群島及びその領土は、極東の防衛及び安全と特異の關係を有することを日本政府が認める、こういうことを言つておるのでございまして、これは一体どういう意味であるか、又このことが一体如何なる法律的或いは軍事的の意味を、奄美大島の地位そのステータスに及ぼすものであるか、これは我々我々も十分に考へなければならぬのではないかと、思つて存じます。

第一に、防衛の観点から見ましたところの特異の關係とは一体どういふものであつて、その結果はどういふことに法律或いは軍事的になるのであるか、この点は特に奄美大島自身についての問題でありますので、先ずこの

最近のアメリカの責任当局の言動等から見て、アメリカの意思には変化はないのではないかと、然らばこれに對して政府は如何にこの点を正して行くか。政府の決定及び方針を總理並びに外務大臣から明確にお示しを願いたい。

本件に關連いたしまして岡崎外務大臣は、先ほどの説明の中に、決して我が國の本来の領土に對する國民の要望は、この奄美大島だけでなく、南西諸島の残れる部分だけでもなく、小笠原をさうであるという、いろいろなまだ返らざる島があるという、ことを申されました。まさしくその通りであつて、私たちが決してアメリカに對してだけ要求するのではありません。青島、色丹、南樺太、千島等に對して、政府はこの際これに關連いたしまして、明確に國民の正しい要望に應ずる平和外交による、この返還の方針を御説明願ひたいのであります。

最後に、同僚内村君からも御述べられました点にも關連いたしますが、いわゆる現地の特に要望しております復讐計画、振興計画、差当り二百億程度の要求を持つておられますが、これに對する具体的の大蔵大臣、或いは政府の關係大臣の御所見を伺いたい。大蔵大臣に對しましては、更に、先

点を明らかにし、頂きたいと存するのでありまして、同じ交換公文に載りまして、私今申し上げましたものと少し關係をいたしておるのであります。この次に申し上げる点は、奄美大島に對する一つの制約と申しますか、条件というよりも、むしろ残された南西諸島、即ち沖繩などに關する特殊の問題だ、と思つて存じます。今申し上げましたように、この特異の關係を認め、「南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化し、及び容易にするためアメリカ合衆國が必要と認める要求を考慮に入れるものと了解される。」「この了解に對しては日本政府からはその通りである」と、これは文理的に見ますと、奄美大島についての要求ではないと思つて存じます。奄美大島返還に關連いたしまして残れる沖繩に對するところの、一つの要求であらうと思つて存じます。岡崎外務大臣の只今の御説明では極めてこの点に觸れられておらず、いざそれれが具体化したならば、日米行政協定等によつて処理するのだ、こういうことでございするが、これはかなり容易な問題で

はないか。奄美大島を返すに關連いたしまして、沖繩について何らかの不特定なかなり重要であるらしい要求が出されておられる。その内容についてはわからない。政府はこれを容れておられる。かようなことでは、我々としては、どうも納得できないのではないかと、思つて存じます。従ひまして、これは一体どういふ種類の、どういふ内容の要求であるのか。これを当然お察し、おめになつてから協定をされたら、思つて存じます。細目を伺わなければなりません。この点を是非明らかにして頂きたいのであります。

なお、これに關連いたしまして、同僚内村議員も指摘されましたように、元來、交換公文の、むしろ第一項は幸いにいたしまして最後の箇條に削除されたこと、削除されたことは、外務當局の御努力を私は多とするものでありますと同時に、日米兩國の關係を當然に削除すべきものであつたと私は確信いたします。併しながら、この削除されたことはいかゞ、ここに出ておられる思想については、これはやはり政治的に残つておられる問題であらうと思つて存じます。即ち、奄美大島の返還に關連いたしまして、沖繩、小笠原等のその他の島については、極東の永続的な平和状態、これは理想的な状態、若しその状態が、同僚内村議員が指摘されたように、

が確立されるまで、現に行使している程度の管理及び補給を維持する必要がある。日本政府はこれを承認する。このういふことでありまして、これはアメリカの職方方針から見れば、又日本がこれに依存しておられるような状態から見て、一応無理はないという見方もあるのではないかと、併しこれは決して容認できない問題でございまして、果してかような状態であるとするならば、平和条約第三條においては、成るほど岡崎外務大臣が指摘されたように、元來がこれは一種のアメリカを擁護するところの信託統治とするのが本来の方針であつた。併しそれはこのたび放棄しておられる。併しそれは、併し放棄しておられるのは、放棄することと同時に、現実にはさういふようなことは現在の國際連合においてできない。従つて現行は、現在アメリカが行使している行政、司法及び立法の権限である一部の或いは全部の権限、現実には殆んどそれを全部行使しておられる。そのことが極東の永続的な平和、もとより我々はこれを望むものである。併し果して極東の永続的な平和というやうな状態が確立されるというの、極めて望ましいけれども、極めてこれは理想的な状態、若しその状態が、

で、アメリカが現に行使しておられる三權の行使を一切認めないといふことになるならば、それは岡崎外務大臣が先ほど言われたことにかかわらず、これは當然のしほの障礙に決して断つて申上りますが、極めて結構なことでありまして、誠にさうでなければならぬと思つて存じます。私は確信を以てアメリカに對しても、立派なアメリカの友人の立場から申し上げられると思つて存じます。かかる要請を持つことは、いわゆる戰略的見地から見れば、仮にそれが適當であるとしても、それが眞に正しい日米兩國關係の親善關係から言ふならば、その考へを放棄して行くことが必要ではないか。政府は果してこの点を如何に見て、又如何にこれに對する御方針であるか、この点を明確にして頂きたいのであります。この一項が削除された経緯につきまして、御苦心のほど、差支ない限り明らかにされること、私は、吉田政府のためにも、否、國民のためにもいふことと存じます。私は遺憾ながら、併し削除されまして、

最近のアメリカの責任当局の言動等から見て、アメリカの意思には変化はないのではないかと、然らばこれに對して政府は如何にこの点を正して行くか。政府の決定及び方針を總理並びに外務大臣から明確にお示しを願いたい。

本件に關連いたしまして岡崎外務大臣は、先ほどの説明の中に、決して我が國の本来の領土に對する國民の要望は、この奄美大島だけでなく、南西諸島の残れる部分だけでもなく、小笠原をさうであるという、いろいろなまだ返らざる島があるという、ことを申されました。まさしくその通りであつて、私たちが決してアメリカに對してだけ要求するのではありません。青島、色丹、南樺太、千島等に對して、政府はこの際これに關連いたしまして、明確に國民の正しい要望に應ずる平和外交による、この返還の方針を御説明願ひたいのであります。

最後に、同僚内村君からも御述べられました点にも關連いたしますが、いわゆる現地の特に要望しております復讐計画、振興計画、差当り二百億程度の要求を持つておられますが、これに對する具体的の大蔵大臣、或いは政府の關係大臣の御所見を伺いたい。大蔵大臣に對しましては、更に、先

若干の時間が残つておりますので、でありますから、御答弁如何によりましては再質問をお許し願ひたいと思つて存じます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 曾益君。

○曾益君 先ほどの岡崎外務大臣の答弁の中に、お忘れになっている問題があつたわけでございまして、それは、現在、沖繩、いわゆる琉球政府に、奄美群島の公務員が相當就職いたしておりますが、同時に約五万の多

昭和二十八年十二月二十四日 参議院会議録第二号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議録第二号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を締結するに承認を求めらるる件

日早くこれらの地域の返還が可能となる時期の到来することを希望するの... 奄美群島に於ける米軍の撤退... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還...

例えは、現在はまだ先には申し... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還...

奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還...

奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還...

奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還...

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議録第二号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めらるる件

奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還...

奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還... 奄美群島の返還...

昭和二十八年十二月二十四日 参議院会議録第二号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

閣下は、特種に別段の意味はない、ということをお察し願います。この文句を入れたのであります。(拍手)

○議長(河井浦八君) これにて質疑の通告の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めさせていただきます。

本件に対し討論の通告がございませぬ。順次発言を許します。國伊能君。

〔國伊能君登壇、拍手〕

○國伊能君 私は、本日上程された奄美群島に関する日米両国の協定を承認する件につきまして、自由党を代表いたし演説の賛意を述べさせていただきます。

独立以来、また我が國の基本的な問題である領土関係におきまして、周辺領土に非常によく不明瞭な地点を残してあります。只今會務委員が指摘され、諸方面に御答弁もありませんが、北海道の北に亘る歯舞、色丹の問題のごとき、極めて国際的な地域に属するものは何ら解決点のない問題となつておられます。これは皆御承知の通りであります。この点に關しまして、外務省當局その他に對しては、一層質問をいたしました。私が、國をいたし、すでに独立いたしました以上、これらの問題について相當確固たる自信がある

態度を以てこれらの関係に當るべき問題と私は考えますが、実は歯舞、色丹問題についても、外務省におかれ、果してどこまでがアルタ會議によるキユーリル・アイランドの範圍であるかという疑問さえもはつきりいたしておりません。私も考えるのは、明治八年の交換條約におきまして、復本武揚がモスクワで結んだ交換條約に、初めて世界の条約の中にキユーリル・アイランドという文字が出て来て、その間に十八の島の名もさす明瞭に指摘してありますが、これを以てキユーリル・アイランドと我々は考へておりましたが、その点におきまして、非常にあいまいであり、僅かに齒舞、色丹だけが日本の領土であるといふことを日本が承認することは未だ私にはできないと思つておられます。この点に關しては、日本政府の確固たる態度を要すると思つておられます。又最近におきまして問題になりました日本海の中のリアンクール、ロックスと呼ばれておりました例の隠蔽島に關しては、竹島問題でも、これは如何なる点より見ても日本の領土であるにたがらぬ。日本の行政権の及ばないという特殊な事案の中に置かれておられますことは、

國民と共に非常なことに對して深い関心をもち、又驚きを感じておられる問題であります。近々李承晩大統領の訪日の噂もありますが、外務省、日本政府におかれましては、この問題に對しては、一日も早く解決されることを希望してやまないものであります。併し、今日幸いに、二十一年の一月二十九日でありました、總司令部の報告によつて、日本領土でありながら日本の主権から離れ、いわゆる特殊な形である潜在主権という形を持ち、立法、司法、行政権を日本から離れてしまつた西南諸島の中に、奄美大島がこのたがひの當局のいふ御奔走によりまして、日米間に、協定が、相當に長かくなりました。たがひも、遂にここに結ばれました。日本に復歸いたしますことは、奄美大島二十万の島民、又それ以来日本本土におきまして熱烈な復歸運動を展開しておられた方々、又我々といつして、誠に慶賀に堪へるところであります。

願ひますと、多分二十六年の二月初めでありましたか、奄美大島出身の昇降波先生が老練を擧げて我が参議院の外務委員会に來られ、実に切々たる訴えをなされたことが私の記憶の中にあります。今日この復歸がたくと云へます。今日この復歸がたくと云へる現況は、非常に大きな喜びと又将来西南諸島に関する復歸に對する希望を抱かせるものであります。この協定につきましては、その内容に一々触れれば、いろいろ、外務省が苦心されたところもわかり、又私もそこに多少の問題がございませぬけれども、全体をいたしまして、日米問題をせよ、いろいろ複雑な國際問題を含んでおられますので、これの解決は一応私は納得し得るものと考へておられます。なお先ほど内務委員から御指摘になりましたが、この奄美大島島民は、この八年間決して理想的な幸福な生活をしたわけではなく、又祖國を思いながら相當苦難の中に暮らしておりましたので、生活扶助その他の問題ばかりでなく、これらの資源開発と共に、経済の復興、或いはこれらの人々の中に残つておられる彼らのできる形における経済復興と生活の安定とに、政府は親切なる御努力を傾けられんことを希望いたします。又、殊にこれの中に就学できない児童も非常にたくさんありまして、恐らく三分の一近くは小学校にも行つていないという状態でありませぬ。又最近まで、これは日本は外

國でありましたために、日本に來て勉強するよりは外國に留學するといふ形になつておりましたために、上級の學校におきまして修業する機会がありません。だが、文部當局においても特別な措置を以てこれらの勉學の道を開いて頂きたいと存じておられます。私、この意味におきまして、このたがひの奄美大島復歸は、我々といつして、又同時に、諸君と共に、又全國民と共に、非常な喜びをいたし、又感謝いたす次第であります。

これを以て私の賛成演説を終ります。(拍手)

○議長(河井浦八君) 櫻原武嘉君。

〔櫻原武嘉君登壇、拍手〕

○櫻原武嘉君 私は只今議題となつております奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件につき、参議院議員總會の總會に基きまして、これが承認に賛成の意を表せんとするものであります。

奄美群島は昭和二十二年以来八十年の長きに亘りましてアメリカ合衆国の施政の下に置かれ、統治の主権はもとより我が國に屬するものではあります。が、いわゆる既れる主権に過ぎなかつ

たのであります。これが本協定の成立により本然の姿に立返り得るわけでありませぬ。奄美大島在住の人々は勿論のこと、全國民の長年に亘る熱望であり、まして、今日その実現を見ますことは誠に慶賀に堪へないところであります。又、当然の事理とは言ひながら、独立いたしました日本として誠に遺憾なきものを感ずる次第であります。ここにアメリカの好意に對して敬意を表しますと共に、日本政府の努力を多とすものであります。私は本協定の承認に賛意を表するに當りまして、三點に亘つて意見を述べたいと思つておられます。

第一點は、本協定の内容に關連することでありませぬ。本協定の趣意、ましては、勿論慎重に審議を尽くすべきことは当然のことでありませぬが、本協定に對する國會の承認を事前に求めるという非常なる措置がとられ、而も本協定の発効が明年二十五日でありませぬといふことは、これを要します。本協定の趣意が奄美群島の復歸であり、而もこの目的達成が一日も速やかであることが全國民の要請でありませぬ。この趣意に鑑みまして、ここに賛成の結論を先ず出すことが妥当であると思つておられます。併しながら、内容

閣下は、特種に別段の意味はない、ということをお察し願います。この文句を入れたのであります。(拍手)

○議長(河井浦八君) これにて質疑の通告の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めさせていただきます。

本件に対し討論の通告がございませぬ。順次発言を許します。國伊能君。

〔國伊能君登壇、拍手〕

○國伊能君 私は、本日上程された奄美群島に関する日米両国の協定を承認する件につきまして、自由党を代表いたし演説の賛意を述べさせていただきます。

独立以来、また我が國の基本的な問題である領土関係におきまして、周辺領土に非常によく不明瞭な地点を残してあります。只今會務委員が指摘され、諸方面に御答弁もありませんが、北海道の北に亘る歯舞、色丹の問題のごとき、極めて国際的な地域に属するものは何ら解決点のない問題となつておられます。これは皆御承知の通りであります。この点に關しまして、外務省當局その他に對しては、一層質問をいたしました。私が、國をいたし、すでに独立いたしました以上、これらの問題について相當確固たる自信がある

態度を以てこれらの関係に當るべき問題と私は考えますが、実は歯舞、色丹問題についても、外務省におかれ、果してどこまでがアルタ會議によるキユーリル・アイランドの範圍であるかという疑問さえもはつきりいたしておりません。私も考えるのは、明治八年の交換條約におきまして、復本武揚がモスクワで結んだ交換條約に、初めて世界の条約の中にキユーリル・アイランドという文字が出て来て、その間に十八の島の名もさす明瞭に指摘してありますが、これを以てキユーリル・アイランドと我々は考へておりましたが、その点におきまして、非常にあいまいであり、僅かに齒舞、色丹だけが日本の領土であるといふことを日本が承認することは未だ私にはできないと思つておられます。この点に關しては、日本政府の確固たる態度を要すると思つておられます。又最近におきまして問題になりました日本海の中のリアンクール、ロックスと呼ばれておりました例の隠蔽島に關しては、竹島問題でも、これは如何なる点より見ても日本の領土であるにたがらぬ。日本の行政権の及ばないという特殊な事案の中に置かれておられますことは、

國民と共に非常なことに對して深い関心をもち、又驚きを感じておられる問題であります。近々李承晩大統領の訪日の噂もありますが、外務省、日本政府におかれましては、この問題に對しては、一日も早く解決されることを希望してやまないものであります。併し、今日幸いに、二十一年の一月二十九日でありました、總司令部の報告によつて、日本領土でありながら日本の主権から離れ、いわゆる特殊な形である潜在主権という形を持ち、立法、司法、行政権を日本から離れてしまつた西南諸島の中に、奄美大島がこのたがひの當局のいふ御奔走によりまして、日米間に、協定が、相當に長かくなりました。たがひも、遂にここに結ばれました。日本に復歸いたしますことは、奄美大島二十万の島民、又それ以来日本本土におきまして熱烈な復歸運動を展開しておられた方々、又我々といつして、誠に慶賀に堪へるところであります。

願ひますと、多分二十六年の二月初めでありましたか、奄美大島出身の昇降波先生が老練を擧げて我が参議院の外務委員会に來られ、実に切々たる訴えをなされたことが私の記憶の中にあります。今日この復歸がたくと云へます。今日この復歸がたくと云へる現況は、非常に大きな喜びと又将来西南諸島に関する復歸に對する希望を抱かせるものであります。この協定につきましては、その内容に一々触れれば、いろいろ、外務省が苦心されたところもわかり、又私もそこに多少の問題がございませぬけれども、全体をいたしまして、日米問題をせよ、いろいろ複雑な國際問題を含んでおられますので、これの解決は一応私は納得し得るものと考へておられます。なお先ほど内務委員から御指摘になりましたが、この奄美大島島民は、この八年間決して理想的な幸福な生活をしたわけではなく、又祖國を思いながら相當苦難の中に暮らしておりましたので、生活扶助その他の問題ばかりでなく、これらの資源開発と共に、経済の復興、或いはこれらの人々の中に残つておられる彼らのできる形における経済復興と生活の安定とに、政府は親切なる御努力を傾けられんことを希望いたします。又、殊にこれの中に就学できない児童も非常にたくさんありまして、恐らく三分の一近くは小学校にも行つていないという状態でありませぬ。又最近まで、これは日本は外

國でありましたために、日本に來て勉強するよりは外國に留學するといふ形になつておりましたために、上級の學校におきまして修業する機会がありません。だが、文部當局においても特別な措置を以てこれらの勉學の道を開いて頂きたいと存じておられます。私、この意味におきまして、このたがひの奄美大島復歸は、我々といつして、又同時に、諸君と共に、又全國民と共に、非常な喜びをいたし、又感謝いたす次第であります。

これを以て私の賛成演説を終ります。(拍手)

○議長(河井浦八君) 櫻原武嘉君。

〔櫻原武嘉君登壇、拍手〕

○櫻原武嘉君 私は只今議題となつております奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件につき、参議院議員總會の總會に基きまして、これが承認に賛成の意を表せんとするものであります。

奄美群島は昭和二十二年以来八十年の長きに亘りましてアメリカ合衆国の施政の下に置かれ、統治の主権はもとより我が國に屬するものではあります。が、いわゆる既れる主権に過ぎなかつ

思はれず、殊に大島の産業振興計画が樹立実施せられて、当時官民ともに若勞努力をいたしたことは御承知の通りであります。而も過去八年の長きに亘りまして行政上の大きなプランクがあるものであります。このプランクをもちまして、先ほど申し上げました如く、困難に關連いたします諸般の難題の解決の期を促すことも、もとよりであります。又、奄美群島の復歸の促進に資するものも、もとよりであります。先ほど外務大臣よりお話のありました交換公文の第一の点、即ち極東におき、まず現在の事態が継続いたしておる限りにおいては、これらの琉球等の管理が長きに亘つて継続するといふことが甚だ何らかの取極の形において、きめられるやの事が伝わつておるのであります。若しかくのごときことがあれば、この奄美群島の復歸に關しまして、協定自体の趣意も又その効果もおおむね没却されることを私は憂慮いたしたのであります。かくのごときことは、風を吹かせると思つたのであります。けれども、大臣の御説明のごとき事実であったのであります。このことは交換公文より削除されたことは私自身も非常な喜びを感ずるのであります。こ

これらの島々におきまして日本の主権は現在存するのであつて、一日も早くこれらの島々が日本に復歸するといふことが國民全体の要請でありまして、これを阻止するやのことが取極められるとすれば由々しいことであつたと思つておられます。この点がかく取極められる形の上から案を設けましたことを私は非常に喜ぶものであります。

以上を以て私の賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(河井浦八君) 佐多忠雄君。

〔佐多忠雄君登壇、拍手〕

○佐多忠雄君 私は日本共産党を代表いたしまして、奄美群島に関する日米協定に對し承認の意思を表明いたします。

諸君のよく御承知の通り、古くから鹿屋島の一部であつた奄美大島が、ここにめでたく祖國日本に復歸したことを、日本國民として心から祝福をいたし、慶賀の至りに存じます。殊にこの復歸の日を本年十二月二十日、即ち待ち焦れている現地奄美大島の住民諸君の心緒を慰みますと、お喜びの言葉さえ胸に迫る思いがいたすのであります。まさしくなく日本の鹿屋島の一郡であつた奄美大島がアメリカの統治

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議録第二号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

振興対策として二百億円を計上しておられるのでありますが、群島荒廃の実情からすれば、当然急速にこれを予算化を図り、短時間の間に内地並みの行政、経済、教育、文化の水準に引き上げなければならないのであります。これが喫緊の要事であると考へるべきであります。現状は人間の生活のきりくろの点まで追い詰められて、将来に希望もなく、文字通り草履木皮のうちに生命を賭して居る島民に、先ず生活の経済的基礎を与え、将来に希望を持って、子弟の教育にも専念できる条件を作り出すことが、何より政治の要諦であると思ふのであります。

我々は、本協定自体、協定成立に至る経緯、交換文書等において幾多疑義のある点を認めるのでありますが、全國民待望の復歸実現を見る今日、我々として以上の点について政府に強く要請して本協定に承認を求める件に賛成の意を表明するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 寺本廣作君

〔寺本廣作君登壇、拍手〕

○寺本廣作君 只今議題になつております奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、私は敢て一言申し上げます。先ず第一に、太平洋戦争の犠牲を一身に引受け、政治上行政上、祖国と全く離れ、渡航制限のために肉親の限りない愛情さえも断ち切れ、親の臨終にも会えないほどの有様でございました。又真砂糖、大島紬、かつ節製造等の最も重要な産業は、原料入手の困難や肥料代金支払の不備、或いは製品輸出の悪条件、特に海運関係の不円滑等によりまして、戦前の二〇%乃至三五%に落ちたほどでございます。特に大島紬の産地の際には、現地の町村長が、私たちは大島紬を織つて、それが金に返つて来るのを待つほどの余裕はありません。今は全く島民の経済は、大島紬を織る娘たちが、油燭の涙を垂れ流している始末であります。

承認を求めるの件につきましては、私は敢て一言申し上げます。先ず第一に、太平洋戦争の犠牲を一身に引受け、政治上行政上、祖国と全く離れ、渡航制限のために肉親の限りない愛情さえも断ち切れ、親の臨終にも会えないほどの有様でございました。又真砂糖、大島紬、かつ節製造等の最も重要な産業は、原料入手の困難や肥料代金支払の不備、或いは製品輸出の悪条件、特に海運関係の不円滑等によりまして、戦前の二〇%乃至三五%に落ちたほどでございます。特に大島紬の産地の際には、現地の町村長が、私たちは大島紬を織つて、それが金に返つて来るのを待つほどの余裕はありません。今は全く島民の経済は、大島紬を織る娘たちが、油燭の涙を垂れ流している始末であります。

承認を求めるの件につきましては、私は敢て一言申し上げます。先ず第一に、太平洋戦争の犠牲を一身に引受け、政治上行政上、祖国と全く離れ、渡航制限のために肉親の限りない愛情さえも断ち切れ、親の臨終にも会えないほどの有様でございました。又真砂糖、大島紬、かつ節製造等の最も重要な産業は、原料入手の困難や肥料代金支払の不備、或いは製品輸出の悪条件、特に海運関係の不円滑等によりまして、戦前の二〇%乃至三五%に落ちたほどでございます。特に大島紬の産地の際には、現地の町村長が、私たちは大島紬を織つて、それが金に返つて来るのを待つほどの余裕はありません。今は全く島民の経済は、大島紬を織る娘たちが、油燭の涙を垂れ流している始末であります。

島の先覚者に対し、深遠なる敬意を表して、本案に対する私の賛成討論を終ることとしたと思ふ。(拍手)

○議長(河井彌八君) 長谷部ひろ君

〔長谷部ひろ君登壇、拍手〕

○長谷部ひろ君 私は無所属クラブを代表いたしまして、只今提案になりました奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定案に賛成をいたします。

先ず第一に、太平洋戦争の犠牲を一身に引受け、政治上行政上、祖国と全く離れ、渡航制限のために肉親の限りない愛情さえも断ち切れ、親の臨終にも会えないほどの有様でございました。又真砂糖、大島紬、かつ節製造等の最も重要な産業は、原料入手の困難や肥料代金支払の不備、或いは製品輸出の悪条件、特に海運関係の不円滑等によりまして、戦前の二〇%乃至三五%に落ちたほどでございます。特に大島紬の産地の際には、現地の町村長が、私たちは大島紬を織つて、それが金に返つて来るのを待つほどの余裕はありません。今は全く島民の経済は、大島紬を織る娘たちが、油燭の涙を垂れ流している始末であります。

承認を求めるの件につきましては、私は敢て一言申し上げます。先ず第一に、太平洋戦争の犠牲を一身に引受け、政治上行政上、祖国と全く離れ、渡航制限のために肉親の限りない愛情さえも断ち切れ、親の臨終にも会えないほどの有様でございました。又真砂糖、大島紬、かつ節製造等の最も重要な産業は、原料入手の困難や肥料代金支払の不備、或いは製品輸出の悪条件、特に海運関係の不円滑等によりまして、戦前の二〇%乃至三五%に落ちたほどでございます。特に大島紬の産地の際には、現地の町村長が、私たちは大島紬を織つて、それが金に返つて来るのを待つほどの余裕はありません。今は全く島民の経済は、大島紬を織る娘たちが、油燭の涙を垂れ流している始末であります。

承認を求めるの件につきましては、私は敢て一言申し上げます。先ず第一に、太平洋戦争の犠牲を一身に引受け、政治上行政上、祖国と全く離れ、渡航制限のために肉親の限りない愛情さえも断ち切れ、親の臨終にも会えないほどの有様でございました。又真砂糖、大島紬、かつ節製造等の最も重要な産業は、原料入手の困難や肥料代金支払の不備、或いは製品輸出の悪条件、特に海運関係の不円滑等によりまして、戦前の二〇%乃至三五%に落ちたほどでございます。特に大島紬の産地の際には、現地の町村長が、私たちは大島紬を織つて、それが金に返つて来るのを待つほどの余裕はありません。今は全く島民の経済は、大島紬を織る娘たちが、油燭の涙を垂れ流している始末であります。

承認を求めるの件につきましては、私は敢て一言申し上げます。先ず第一に、太平洋戦争の犠牲を一身に引受け、政治上行政上、祖国と全く離れ、渡航制限のために肉親の限りない愛情さえも断ち切れ、親の臨終にも会えないほどの有様でございました。又真砂糖、大島紬、かつ節製造等の最も重要な産業は、原料入手の困難や肥料代金支払の不備、或いは製品輸出の悪条件、特に海運関係の不円滑等によりまして、戦前の二〇%乃至三五%に落ちたほどでございます。特に大島紬の産地の際には、現地の町村長が、私たちは大島紬を織つて、それが金に返つて来るのを待つほどの余裕はありません。今は全く島民の経済は、大島紬を織る娘たちが、油燭の涙を垂れ流している始末であります。

昭和二十八年十二月二十四日 参議院会議録第二号 奄美群島の日本復帰祝賀決議案

鈴木 一 赤木 正雄
菊川 幸夫 戸叶 武

奄美群島の日本復帰祝賀決議案
奄美群島は、沖縄、小笠原群島等とともに、米軍の管理下におかれて来たが、現地及び全國民の宿願が達せられて、いよいよわが國に復帰する日を迎えることとなった。群島住民のよきこびは勿論全國民挙げて慶祝に堪えないところである。

参議院は、同群島の復帰を心から祝賀し、米國の好意ある措置に深く敬意を表するとともに、八年間にわたり苦難の途を歩み來つた奄美群島の同胞を深い同情をもつて迎え、同群島の民生の安定と経済の復興のため一層の努力を期するものである。右決議する。

〔大屋三三君發言、拍手〕
○大屋三三君 只今上程になりました決議案を朗讀いたします。
奄美群島の日本復帰祝賀決議案
奄美群島は、沖縄、小笠原群島等とともに、米軍の管理下におかれて来たが、現地及び全國民の宿願が達せられて、いよいよわが國に復帰する

○今日の會議に付した事件
一、故議員林了君に対する哀悼の辭
一、議員派遣の件
一、日程第一 奄美群島に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるとの件
一、奄美群島の日本復帰祝賀決議案

出席者は左の通り。
議長 河井 彌八君

- 議員 河野 謙三君 佐藤 徳吉君
小林 武治君 小林 政夫君
岸 良一君 片柳 彪吉君
堀原 茂雄君 上林 忠次君
補見 義男君 奥むのお君
井野 碩哉君 石黒 忠實君
飯島運次郎君 加賀山之雄君
森田 義衛君 森 入三三君
村上 義一君 宮城タマヨ君
澤口 三郎君 三浦 辰雄君
前田 久吉君 廣瀬 久忠君
早川 慎一君 中山 彌藏君
豊田 雅孝君 土田國太郎君
田村 文吉君 館 哲二君
竹下 豊次君 高橋 道男君
杉山 昌作君 新谷三郎君
島村 軍次君 横川 恒夫君
雨森 常夫君 安井 謙君
伊能 芳雄君 高野 一夫君

とも自由に相譲り、相協力することができない実情にあつたことは、國民感情からいいたしても誠に遺憾なきに過ぎないものであります。而も昭和二十七年四月我が國の独立に伴い、現地同胞の本土復帰への要望は益々強して盛り上り、その叫びは痛切さを加えて参つたのであります。一方本土においても、旧領土返還要請の声は期せずして全國民々浦々に拡がり、活発なる復帰促進の運動が展開せられ、關係各國の好意ある措置が期待されて参つたのであります。かくて本年七月、米國政府は奄美群島返還の意向を表明し、いよいよ明年五月より本土復帰の念願は実現する運びと相成りました。日本國民の喜びはもとより、多年本土復帰を熱望して來られた奄美群島民の喜びもさきと推察するに難くないのであります。ここに我々は敢て後八年間の長きに亘り、苦難に堪え祖國復帰に一路邁進し來つた現地同胞の諸君に対し、深甚なる敬意を表すると共に、相共に慶祝に堪えないところであります。

奄美群島はその自然的条件に加え、本土から隔離せられておるがために、経済的にも極めて困難な状態にあり、その現状については誠に同情に堪えないところでありまして、我々は現地同胞諸君の熱烈なる復興意欲に呼応して、民生の安定と経済復興のために一層の努力を期したいと思ひ、ここに奄美群島復帰に対し祝賀の意を表するたために祝賀決議案を提出した次第であります。

なお、奄美群島復帰に當り、我が日本國民に寄せられたる米國政府並びに同國民の正義、友愛の精神に対し、深甚なる感謝の意を表すると共に、我々はこの際、奄美群島復帰を契機として、残余の旧領土に居住する同胞とも、一体となり得る日の一日も近からんことを期待して止まないことを一言附加しておきたいのであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御發言もなければ、これより本決議案の採決を行います。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十六分散会

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議録第二号

西川 弥平君	石井 桂君	島川 武雄君	石坂 豊一君	松浦 清一君	棚橋 小虎君
関根 久藏君	川口爲之助君	岩沢 忠泰君	木下 源吉君	鶴見 祐輔君	一松 定吉君
吉田 茂次君	佐藤清一郎君	永井純一郎君	田中 一君	若水地蔵三君	松原 一彦君
鈴木 亨弘君	宮本 邦彦君	白井 政一君	小林 亦治君	内閣総理大臣	吉田 茂君
長島 銀藏君	富田 重文君	森下 政二君	小酒井義男君	法務大臣	犬養 健君
滝井三郎君	石川 榮一君	佐多 忠隆君	重盛 壽治君	外務大臣	岡崎 勝男君
植竹 春彦君	松岡 平市君	江田 三郎君	松澤 象人君	大藏大臣	小笠原三九郎君
大谷 登彌君	岡 伊能君	森崎 隆君	高田なほ子君	文部大臣	大達 茂雄君
西郷吉之助君	中川 豊平君	岡田 宗司君	山口 重彦君	厚生大臣	山縣 勝見君
左藤 義隆君	寺尾 豊君	堂森 芳夫君	中田 吉雄君	通商産業大臣	岡野 澄君
中山 海彦君	中川 以良君	藤原 道子君	菊川 幸夫君	運輸大臣	石井光次郎君
山縣 勝見君	吉野 信次君	山田 節男君	内村 清次君	郵政大臣	塚田十一郎君
大屋 三三君	津島 壽一君	荒木正三郎君	羽生 三七君	建設大臣	戸塚九一郎君
大達 茂雄君	青木 一男君	野澤 勝君	三木 治朗君	国務大臣	緒方 竹虎君
小淵 彬君	大谷 賢雄君	山下 義何君	加藤シヅ子君	国務大臣	大野木秀次郎君
宮澤 喜一君	高橋 鶴君	市川 房枝君	戸叶 武君	国務大臣	
横山 フク君	重政 府徳君	木島 虎藏君	白川 一雄君		
小澤久太郎君	鹿島守之助君	野本 品吉君	三浦 義男君		
木内 四郎君	藤野 繁雄君	赤松 常子君	最上 英子君		
石村 幸作君	青山 正一君	三好 英之君	鈴木 強平君		
入交 太藏君	高橋進太郎君	曾根 益君	鈴木 義雄君		
松平 勇雄君	加藤 武徳君	深川タマエ君	武藤 常介君		
上原 正吉君	郡 祐一君	寺本 廣作君	須藤 五郎君		
山本 米治君	小野 義夫君	八木 秀次君	八木 幸吉君		
藤田 進君	平井 太郎君	鈴木 一君	加瀬 完君		
川村 松助君	堀 末治君	千田 正君	天田 勝正君		
白波瀬米吉君	池田守右衛門君	有馬 英二君	堀木 鐵三君		
大和 與一君	小林 英三君	笹森 順造君	長谷部ひろ君		
草葉 隆圓君	泉山 三六君	木村禮八郎君	上條 愛一君		

昭和二十八年十二月二十四日 参議院會議録第一号

明治三十五年第三種郵便物認可

定価一部

十五円

配送料別

発行所
東京新聞社
大蔵省印刷局
〒100 東京市丸の内區
有楽町一丁目五番地

三八

RA'-0624

0258

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

明治二十五年三月三十日
第三師師使物部可

官報

号外 昭和二十八年十二月二十四日

○第十九回衆議院會議録第三号

昭和二十八年十二月二十四日(木曜)
午前十一時本會議

●本日の會議に付した事件

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
奄美群島復讐視察に関する決議案
○無名氏等外四百四十八名提出

午後二時二十分閉議
○議長(堤康次郎君) これより會議を開きます。

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
○委員(松本清一郎君) 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件は、内閣の要求通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
○議長(堤康次郎君) 提案理由の説明を求めます。外務大臣岡崎勝男君、

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につ

いて、日本国憲法第七十三条第三項但書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
○議長(堤康次郎君) 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件は、内閣の要求通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
○議長(堤康次郎君) 提案理由の説明を求めます。外務大臣岡崎勝男君、

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につ

百五十二年十二月二十五日から日本国のために放棄する。日本国及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するがための完全な権能及び責任を引き受ける。

この協定の適用上、「奄美群島」とは、附屬書に掲げる群島(領水を含む)をいふ。

第一条
アメリカ合衆国が奄美群島で現に利用している一の設備及び用地は、千九百五十一年二月二十八日に東京で署名され、その後改正された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基き行政協定に定められた手続に従って合衆国軍隊が使用するものとする。もつとも、遅くとも千九百五十一年十二月二十五日前に前記の手続によることができない場合は、日本国は、アメリカ合衆国に対し、その手続が完了するまでの間、これらの特定の設備及び用地を引き続き使用することを許すものとする。

第二条
日本国政府は、奄美大島の名額にある郵便所の運営を引き継ぐものとし、且つ、行政協定第二十六条に定める同委員会による協議を通じて合同されることに従って気象観測の結果をアメリカ合衆国政府に提供するものとする。避けがたい遅延のため千九百五十三年十二月二十五日に日本国政府がその運営を引き継ぐことができな

1 日本国政府は、千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における流通からすべての「B」号円を回収し、且つ、「B」号円につき三日本円の割合で「B」号円を引き替えて日本円を交付することを開始しなければならない。この通貨の交換は、できる限りすみやかに完了しなければならない。回収した「B」号円は、沖縄の那覇に在る合衆国民政官に返還しなければならない。アメリカ合衆国政府は、「B」号円又は「B」号円と引き替えに交付される日本円について、日本国政府に対し何ら償還の義務を負うものではない。

2 予算及び財政に関する現行の指図で資金の収集及び債務の支払に関するものは、千九百五十三年十二月二十四日まで維持されるものとし、その後は、日本国政府が、奄美群島における完全な財政上の責任を有するものとする。

3 日本国政府は、奄美群島における郵便組織のすべての金融上の債務を負うものとする。奄美群島における郵便組織と南西諸島のその他の島における郵便組織との間の協定は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で、奄美群島における郵便組織のその他の島における日本国政府郵便組織の戦争前の資産及び債務を考慮に入れて、後日合意されるときに決済しなければならぬ。

昭和二十八年十二月二十四日 衆議院會議録第三号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一七

昭和二十八年十二月二十四日 衆議院會議録第三号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めんるの件

そのうちに辛酸をなめ、その苦難はまことに同情にたえないものがあつたのであります。島民諸君の母国復帰の念願を承り、しばしば院議をもつて復歸実現の要請を表明した次第であります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

昭和二十八年十二月二十四日 衆議院會議録第三号 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めんるの件

なる注意を私を懸念されません。(拍手) 相手がこれではわが政府の態度のしからざる結果と言われなければなりません。(拍手)

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

願ひますれば、一九五一年サンフランシスコにおける議和会議において、わが首席全權吉田総理大臣は、私は世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が一日も早く日本国の行政のもとにもどることを期待するものであります。と演説されたのであります。

昭和二十八年十二月二十四日 衆議院會議録第二号 議長の報告

二四

<p>労働委員 館 俊三君 恩澤 幸一君 松原登之次君 中塚 健次君 一、去る十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 海外同胞引揚及び遺家族保護に関する調査特別委員 佐々木盛雄君 一、去る十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 海外同胞引揚及び遺家族保護に関する調査特別委員 田中 龍夫君 一、去る十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 行政監察特別委員 丹羽喬四郎君 一、去る十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 鈴木 正文君 一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 行政監察特別委員 福田 一君 山田 長司君 一、去る十八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 遠藤 三郎君 古屋 貞雄君 一、去る十五日予備審査のため次の本議員提出案を参議院に送付した。 公海における漁船の被害に際し、資金の融通に関する特別措置法案 (白河仁吉君外十一名提出) 一、今二十四日閣内閣から提出した条約は次の通りである。 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 一、今二十四日閣内閣から提出した議案</p>	<p>は次の通りである。 奄美群島復旧補償に関する決議案 (益谷秀次君外四百四十八名提出) 一、今二十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略された。旨の要求書を受領した。 奄美群島復旧補償に関する決議案 (益谷秀次君外四百四十八名) 一、今二十四日閣内閣から次の条約は委員会の審査を省略された。旨の要求書を受領した。 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件</p>
<p>衆議院會議録第二号中正誤 頁 段 行 誤 正 一 一 末 三 外米を</p>	

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部 十五円
発行所 東京新聞印刷局
〒100 東京都千代田区千代田二丁目五番九号

RA'-0624

0263

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

に、当該学校の別表第三上欄に定める建物の被害の程度に区分して同表下欄に定める割合及び災害による被害の程度に区分して同表下欄に定められた面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて算定するものとする。

2 前項の場合において、当該建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きかつたことその他特別の事由により、これらの規定による割合が著しく不適当であると認められる場合においては、文部大臣は、大蔵大臣と協議して当該設備費の額を算定することができる。

(国庫補助申請)

第四条 法第五条の規定による私立学校施設の災害復旧事業の事業費の決定を受けようとするときは、当該災害復旧事業を行うおとす学校法人は、計画書を添付して、災害復旧事業の国庫補助申請書を文部大臣に提出しなければならない。

(計画書の要項等)

第五条 国の補助金の交付を受けた学校法人は、前条の規定により提出した計画書を変更しようとするときは、当該変更が軽微なものである場合は、当該変更があらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

2 国の補助金の交付を受けた学校法人は、当該補助金に係る災害復旧事業を施行しないこととなつた場合においては、遅滞なく、その旨を文部大臣に報告しなければならない。

(成功認定の申請)

第六条 法第六条の規定により文部大臣の成功認定を受けようとするときは、

1 当該学校法人は、当該災害復旧事業を完了した年度経過後、遅滞なく、成功認定を添付して、成功認定申請書を文部大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の事務)

第七条 法第九条第一項の規定により都道府県知事が行う事務は、左のとおりとする。但し、文部大臣が所轄する学校法人について、文部大臣がみずから行う必要があると認める場合においては、この限りでない。

一 国の補助金の額を算定すること。

二 第四条から前条までの規定による国庫補助申請書等を審査し、及び必要な意見を附して、これらを文部大臣に送付すること。

三 国の補助金を交付し、又はその返還を命ずること。

四 災害復旧事業の成功認定のため検査を行うこと。

(都道府県の事務費)

第八条 都道府県知事が前条に規定する事務を行うために必要な経費は、当該都道府県の区域内に私立学校を設置する学校法人が当該年度中に施行する災害復旧事業に係る私立学校の総額、災害復旧事業に係る私立学校の分布状況その他文部大臣が定める事情を勘案して、文部大臣が交付する。

(文部大臣の権限の委任)

第九条 文部大臣は、都道府県知事をして学校法人に対して法第十条第一項に規定する文部大臣の権限を行わせるものとする。但し、文部大臣が必要であると認める場合において、都下の職員をして当該権限を行わせることを妨げるものではない。

2 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、学校法人の災害復旧事業の施行に関する重要な事項について指示をしたときは、遅滞なく、その旨を文部大臣に報告しなければならない。

(書類の整備)

第十条 災害復旧事業を施行する学校法人は、帳簿その他の災害復旧事業の施行に関する書類を整備しなければならない。

(理由機関)

第十一条 第四条から第六条までの規定により学校法人が文部大臣に国庫補助申請書等を提出しようとする場合においては、都道府県知事を經由して行うものとする。

(省令への委任)

第十二条 この政令に定めるものの外、国庫補助申請書の様式その他の政令の施行に關する必要な事項は、文部省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令は、この政令施行前に施行された私立学校施設の災害復旧事業についても適用する。

学校の種類	児童等の数	児童等の数の補正の方法
幼稚園	児童等一人当りの基準額	
小学校	五十人以下	50人×1.95
小学校	五十一人から百人まで	100人×1.95
小学校	百一人から三百人まで	100人×1.95
小学校	三百一人から六百人まで	300人×1.95
小学校	六百一人から千二百人まで	600人×1.95
小学校	千二百一人以上	1,200人×1.95
中学校	五十人以下	50人×1.72
中学校	五十一人から百人まで	100人×1.72
中学校	百一人から二百人まで	200人×1.72
中学校	二百一人から四百人まで	400人×1.72
中学校	四百一人から八百人まで	800人×1.72
中学校	八百一人以上	800人×1.72
高等学校	五十人以下	50人×1.20
高等学校	五十一人から百人まで	100人×1.20
高等学校	百一人から二百人まで	200人×1.20
高等学校	二百一人から四百人まで	400人×1.20
高等学校	四百一人から八百人まで	800人×1.20
高等学校	八百一人以上	800人×1.20
大学	五十人以下	50人×1.20
大学	五十一人から百人まで	100人×1.20
大学	百一人から二百人まで	200人×1.20
大学	二百一人から四百人まで	400人×1.20
大学	四百一人から八百人まで	800人×1.20
大学	八百一人以上	800人×1.20

被害の程度	被害の程度	被害の程度
全壊又は全焼の場合	十分の十	
各階につき床土二メートル以上の浸水の場合	十分の九	
各階につき床土一・二メートル未満の浸水の場合	十分の八	
土砂崩壊による半壊の場合	十分の七	
各階につき床土一・七メートル以上二・二メートル未満の浸水の場合及び半壊(土砂崩壊による半壊を除く)又は半壊の場合	十分の六	
各階につき床土一・三メートル以上の浸水の場合	十分の五	
土砂崩壊による半壊の場合	十分の四	
各階につき床土一・七メートル以上二・二メートル未満の浸水の場合及び半壊(土砂崩壊による半壊を除く)又は半壊の場合	十分の三	
各階につき床土一・三メートル以上の浸水の場合	十分の一	

昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十八年十二月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第四百二十号

昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法施行令(昭和二十八年政令第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

(地域指定)

第一条 昭和二十八年台風第十三号による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法施行令(昭和二十八年法律第二百七十一号)第三項第一号の地域は、静岡県、愛知県及び三重県の区域とする。

(権限の委任)

第二条 法第四条の規定による事業計画の承認があつた後当該除染事業を完了するまでの間における法第六条第一項の規定による農林大臣の権限は、同条第二項の規定により、農林大臣が行なう。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 小笠原三九郎
農林大臣 保利 茂
内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法施行令(昭和二十八年法律第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

御名 御璽

昭和二十八年十二月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第四百二十二号

昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法施行令(昭和二十八年法律第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保証法の特例に関する法律(以下「法」といふ)第一条の政令で指定する地域は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び大分県とする。

御名 御璽

昭和二十八年十二月二十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

政令第四百二十三号 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法施行令をここに公布す。

第二条 第一項及び第五條の規定に基き、この政令を制定する。 第一条 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(以下「法」といふ)第一条第一項の政令で定める事業は、左の通りとする。

一 製造業(物品の加工修理業を含む) 二 鉱業 三 土石採取業 四 建設業 五 物品販売業(動植物その他の普通物品に物品といわないものの販売業を含む) 六 物品貸付業(動植物その他の普通物品に物品といわないものの貸付業を含む) 七 運送業 八 運送取扱業 九 運送事業(物品の寄託を受け、これを保管する業を含む) 十 倉庫業 十一 ガス供給業 十二 電気供給業 十三 歯科医療 十四 印刷業 十五 出版業 十六 印刷業 十七 写真業 十八 旅館業 十九 娯楽浴場業 二十 娯楽業 二十一 広告業 二十二 音楽業 二十三 商業

附則 この政令は、公布の日から施行する。 内閣総理大臣 吉田 茂

本条の平和条約締結に基き、千九百五十三年十二月二十五日以前に日本国のために放棄する。日本国は、前記の日から、奄美群島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受け、

第三条 日本国政府は、千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における流通からすべての「B」号円を回収し、且つ、「B」号円につき三日日本円の割合で「B」号円を引き替えて日本円を交付することを開始し、これは、千九百五十三年十二月二十五日以後に完了し、この通貨の交換は、できる限りすみやかに完了しなければならない。回収した「B」号円は、沖縄の那覇に在る合衆国軍政府に返還しなければならない。アメリカ合衆国政府は、「B」号円又は「B」号円と引き替えに交付される日本円について、日本国政府に対し何ら償還の義務を負うものではない。

附則 この政令は、公布の日から施行する。 内閣総理大臣 吉田 茂

御名 御璽 昭和二十八年十二月二十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

この協定の実施に関する事項は、両国政府又はその権限のある当局の間で協議によつて合意するものとする。

第三条 日本国政府は、千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における流通からすべての「B」号円を回収し、且つ、「B」号円につき三日日本円の割合で「B」号円を引き替えて日本円を交付することを開始し、これは、千九百五十三年十二月二十五日以後に完了し、この通貨の交換は、できる限りすみやかに完了しなければならない。回収した「B」号円は、沖縄の那覇に在る合衆国軍政府に返還しなければならない。アメリカ合衆国政府は、「B」号円又は「B」号円と引き替えに交付される日本円について、日本国政府に対し何ら償還の義務を負うものではない。

日本国政府は、奄美群島における郵便組織のすべての金融上の債務を負うものとする。奄美群島における郵便組織と南西諸島のその他の島における郵便組織との間の勘定は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間、奄美群島における郵便組織の他の島における日本国政府郵便組織の戦争前の資産及び債務を考慮に入れて、後日合意されるときに決済しなければならない。

日本国は、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、次の裁判が有効であることを承認し、且つ、それらの効力を完全に行使せざるものとする。

日本国は、奄美群島に在る者で、千九百五十三年十二月二十五日以前に南西諸島におけるいかなる裁判所にも係属した民事事件で千九百五十三年十二月二十五日に琉球上訴裁判所に係属中のもの又は千九百五十三年十二月二十五日以前に前記の裁判所若しくは沖縄における琉球上訴裁判所に事件が係属中のものに対して、日本国の法令及び手続に従つて刑事裁判権を行使すること。但し、これらの者が千九百五十三年十二月二十五日に拘留中である場合は、適当な措置が執られるまでの間引き続き日本国の当局の下に拘留されるものとする。

この協定の適用上、奄美群島とは、附屬島に附する島(領水を含む)をいふ。

昭和二十五年第三種郵便物認可

別紙 証券目録	別紙 目録	別紙 目録	別紙 目録
<p>日本鋼管株式会社株式二百株百株券一 記号番号 B-10-三五五 株券最終持人 鬼沢幸治 額面金額 金五千円也全額払込済 昭和二十八年(一)第三四二二号 甲府市春日町一八</p>	<p>一 額面金額 金五百円(一株につき) 株券最終持人 泉沢幸治 額面金額 金五千円也全額払込済 昭和二十八年(一)第三四二二号 甲府市春日町一八</p>	<p>一 額面金額 金五百円(一株につき) 株券最終持人 泉沢幸治 額面金額 金五千円也全額払込済 昭和二十八年(一)第三四二二号 甲府市春日町一八</p>	<p>一 額面金額 金五百円(一株につき) 株券最終持人 泉沢幸治 額面金額 金五千円也全額払込済 昭和二十八年(一)第三四二二号 甲府市春日町一八</p>

大蔵省印刷局

RA'-0624

Address of the Minister of Foreign Affairs at the Ceremony of the Signing of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Amami Islands.

Excellency and Gentlemen,

It is a source of profound gratification that an agreement concerning the Amami Islands has been concluded between Japan and the United States of America.

The reunion of the Amami archipelago with the mainland of Japan has been long and eagerly waited for not only by the 200,000 islanders but by the entire people of our country. To this fervent national aspiration of the Japanese people the American Government has happily responded. It was on the 8th of August last that Mr. John Foster Dulles, while on his visit to Tokyo, announced his government's intention to relinquish its rights over those islands in favor of Japan, which finds a concrete expression in the instrument now ready for signature today.

I am convinced that the action taken by the United States Government in this matter, manifesting America's good will and understanding toward Japan, will contribute vastly to the furtherance of the close bond of friendship existing between our two countries.

Let me conclude by expressing my sincere appreciation to the American Secretary of State, to Ambassador Allison and to all other American authorities concerned, who have devoted so much of their time and labor to the consummation of the present Agreement.

0269

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

電信寫

A 6.10.1-2

大臣
次官

總 番 一 一 九 四 七	符 平	昭 和 二 八 年 一 二 月 二 四 日 一 九 時 三 〇 分 五	主 管
在 新 米 大 使 岡 崎 大 臣			
(奄 美 群 島 の 返 還 に 関 す る 件)			
オ一二三〇号(至急)			
本大臣は国会の承認を得た上二十四日午後七時奄美群島に関する協定に無事調印した。同群島は二十五日午前〇時我方に返還せらる。本件に關する貴大使並びに貴議員の勞を多とする。尙ダレスは別に電報ある旨。			

記帳済

電信寫

A 6.10.1-2

總 番 一 一 九 四 〇 六	符 平	昭 和 八 年 一 二 月 二 四 日 九 時 二 〇 分 五	主 管
名 瀬 市 那 覇 日 本 政 府 兩 方 運 給 事 務 所 岡 崎 大 臣 名 瀬 出 張 所 氣 付 前 田 一 等 警 記 官			
(奄 美 群 島 の 返 還 に 関 す る 件)			
二十日午後七時〇分協定の調印を了した。			

電信写

昭和二八 一三一〇 平 ワシントン 一月二十四日一、四四号
本 省 二十五日〇、四三着 照
岡崎 大臣 武内臨時代理大使

(奄美群島返還に關する件)
カ一五四九号(至急)
往電カ一五四六号に關し
國務省は二十四日午前十時特別電カ一五五〇号の通り発表を行つた

配布先 大臣、次官、官房長、局長、次長、総、庶、五、政、一、系
一、三、協、三、情、一、三、審

外務省

電信写

昭和二八 一三一〇 平 ワシントン 一月二十四日一、四四号 照五
本 省 二十五日〇、七一五着
岡崎 大臣 新木 大使

(奄美群島返還に關する件)
カ一五五〇号(別電)(至急)

December 24 1953

Statement by Secretary of State John Foster Dulles

1. By arrangements concluded today in Tokyo the Government of the United States has relinquished in favor of Japan its rights under Article III of the Japanese Peace Treaty over the Amami Oshima Group of the Ryukyu Island.
2. Questions have been raised regarding the intentions of the United States with respect to the remaining Islands specified in Article III of the Peace Treaty.

外務省

第144号(11)

電信写

3. The United States Government believes that it is essential to the success of the cooperative effort of the free nations of Asia and of the world in the direction of peace and security that the United States continue to exercise its present powers and rights in the remaining Ryukyu Islands and in the other Islands specified in Article III of the Peace Treaty so long as conditions of threat and tension exist in the Far East.

4. The United States earnestly hopes that progress can be made in reducing tensions and we will spare no effort toward that end but until conditions of genuine stability and confidence are created the need of the free nations to preserve an armed vigilance will remain imperative. It would be an abdication of responsibility to the common effort of these free nations including Japan for the United States to adopt any other course than here set out, since the remaining Ryukyuan and other Islands specified in Article III of the Peace Treaty constitute essential link in the strategic defense of the whole Pacific area.

Accordingly the United States intends to remain as custodian of these

外務省

電信写

第144号(11)

Islands for the foreseeable future. However, in exercising its treaty rights the United States will not only do all in its power to improve the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyus but it will continue to safeguard economic and cultural intercourse throughout the archipelago.

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、局長、次長、総、了、一五、欧米、
系一三、国協三、情文二二、番

外務省

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(案)

RA'-0624

0273

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

アメリカ合衆国は、同国国務長官が千九百五十三年八月八日に声明したとおり、奄美群島
に關し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約
第三条に基くすべての権利及び利益を日本国のために放棄することを希望するので、また、
日本国は、奄美群島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使
するための完全な権能及び責任を引き受けることを望むので、
よつて、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、この協定を締結することに決定し、この
ためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

1 アメリカ合衆国は、奄美群島に關し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市
で署名された日本国との平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を、千九百五十三年
十二月二十五日から日本国のために放棄する。日本国は、前記の日に、奄美群島の領域及
び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責
任を引き受ける。

2 この協定の適用上、「奄美群島」とは、附属書に掲げる群島（領水を含む）をいう。

第二条

- 1 アメリカ合衆国が奄美群島で現に利用している二の設備及び用地は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名され、その後改正された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に定める手続に従つて合衆国軍隊が使用するものとする。もつとも、避けがたい遅延のため千九百五十三年十二月二十五日前に前記の手続によることができない場合には、日本国は、アメリカ合衆国に対し、その手続が完了するまでの間、これらの特定の設備及び用地を引き続き使用することを許すものとする。
- 2 日本国政府は、奄美大島の名瀬にある測候所の運営を引き継ぐものとし、且つ、行政協定第二十六条に定める合同委員会による協議を通じて合意されるところに従つて気象観測の結果をアメリカ合衆国政府に提供するものとする。避けがたい遅延のため千九百五十三年十二月二十五日に日本国政府がその運営を引き継ぐことができない場合には、現状どおりの運営が日本国政府がこの責任を引き受ける準備ができる時まで、継続されることが合意される。

第三条

- 1 日本国政府は、千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における流通からすべての「B」号円を回収し、且つ、一「B」号円につき二日本円の割合で「B」号円と引き替えに日本円を交付することを開始しなければならない。この通貨の交換は、できる限りすみやかに完了しなければならない。回収した「B」号円は、沖縄の那覇にいる合衆国民政官に返還しなければならない。アメリカ合衆国政府は、「B」号円又は「B」号円と引き替えに交付される日本円について、日本国政府に対し何ら償還の義務を負うものではない。
- 2 予算及び財政に関する現行の措置で資金の収集及び債務の支払に関するものは、千九百五十三年十二月二十四日まで維持されるものとし、その後は、日本国政府が、奄美群島における完全な財政上の責任を有するものとする。
- 3 日本国政府は、奄美群島における郵便組織のすべての金融上の債務を負うものとする。奄美群島における郵便組織と南西諸島のその他の島における郵便組織との間の勘定は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で、奄美群島における郵便組織のその他の資産並びに南西諸島のその他の島における日本国政府郵便組織の戦争前の資産及び債務を考慮に入れて、後日合意されるとおりに決済しなければならない。

- 4 琉球政府の財産（書類、記録及び証拠物件を含む）で千九百五十三年十二月二十五日に奄美群島に存在するものは、その日に無償で日本国政府に移転しなければならない。
- 5 日本国政府（地方公共団体を含む）の財産で、千九百五十三年十二月二十五日に奄美群島に存在し、且つ、同日前にはアメリカ合衆国政府の管理下にあつたものは、その日に無

償で日本国政府に返還しなければならない。

6 千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における各種の機関及び団体が奄美群島への貨物の積送の結果南西諸島のその他の島における政府機関その他の機関に対して負う当座勘定並びに奄美群島における個人及び団体が琉球復興金融金庫に対して負う長期債務が存在する。両国政府は、これらの勘定の残高並びに債権者及び債務者をできる限りすみやかに確認しなければならない。アメリカ合衆国政府は、確認された勘定に関するすべての権利及び利益を無償で日本国政府に移転しなければならない。

7 千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における個人（法人を含む。以下同じ。）が南西諸島のその他の島における個人に対し、又は南西諸島のその他の島における個人が奄美群島における個人に対し負う債務が存在する。両国政府は、これらの債務の決済を促進する手続を定めることに同意する。

第四条

1 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために執られた行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びに南西諸島の現地当局及びその前身たる機関に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、アメリカ合衆国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権で、千九百五十三年十二月二十五日前に、奄

美群島で生じ、又は奄美群島に影響を有するものを放棄する。但し、前記の放棄には、千九百四十五年九月二日以後制定されたアメリカ合衆国の法令又は南西諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄を含まない。

2 日本国は、占領期間中及び奄美群島の軍政府又は合衆国民政府の期間中に占領当局、軍政府又は合衆国民政府の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の法令によつて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、合衆国民又は南西諸島の居住者をこれらの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動も執らないものとする。

第五条

1 日本国は、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、次の裁判が有効であることを承認し、且つ、それらの効力を完全に存続させるものとする。

(a) 奄美群島におけるいずれかの裁判所が千九百五十三年十二月二十五日前にした民事の裁判で、同日前の法令によつて再審査の手段又は権利がなかつたもの及び

(b) 沖縄における琉球上訴裁判所が千九百五十三年十二月二十五日前にした民事の最終的裁判で、奄美群島におけるいずれかの裁判所に係属した事件に関するもの

2 日本国は、訴訟当事者の実質的な権利及び地位をいかなる意味においても害することな

く、千九百五十三年十二月二十五日に奄美群島におけるいづれかの裁判所に係属中の民事事件又はそれらの裁判所に係属した民事事件で千九百五十三年十二月二十五日に琉球上訴裁判所に係属中のものについて、裁判権を引き継ぎ、且つ、引き続き裁判及び執行をするものとする。

第六条

日本国は、奄美群島にいる者で、千九百五十三年十二月二十五日前に南西諸島におけるいづれかの裁判所が科した刑に服役中のもの又は千九百五十三年十二月二十五日前記の裁判所若しくは沖繩における琉球上訴裁判所に事件が係属中のものに対して、日本国の法令及び手続に従つて刑事裁判権を行使することができる。但し、これらの者が千九百五十三年十二月二十五日に抑留中である場合には、適当な措置が執られるまでの間引き続き日本国の当局の下に抑留されるものとする。日本国の当局は、前記の者に対して刑事裁判権を行使するに際し、南西諸島における裁判所又は沖繩における琉球上訴裁判所が前記の者に対して刑事裁判権を行使する際に用いた証拠資料に対して相当な信頼を置くものとする。

第七条

日本国が当事国である条約及びその他の国際協定（千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約、同日に署名された日本国とアメリカ合衆国と

の間の安全保障条約及びこれに基く改正された行政協定、同日に日本国総理大臣とアメリカ合衆国国務長官との間で交換された公文並びに千九百五十三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含む）は、この協定の効力発生の日から奄美群島について適用されるものとする。

第八条

この協定の実施に関する事項は、両国政府又はその権限のある当局の間で協議によつて合意するものとする。

第九条

この協定は、千九百五十三年十二月二十五日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当な委任を受け、この協定に署名した。

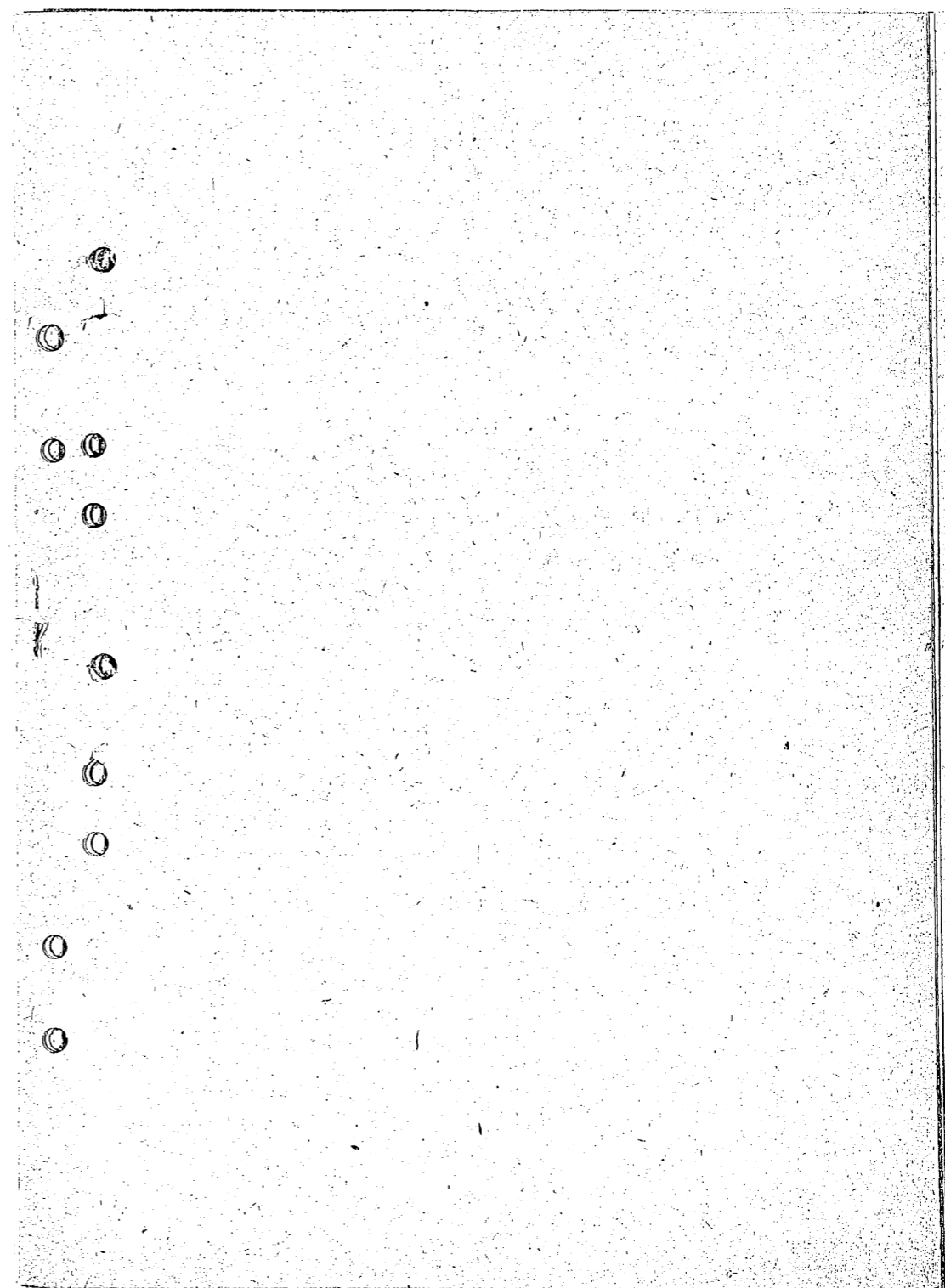
千九百五十三年十二月 日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

附属書

奄美群島とは、北方北緯二十九度、南方北緯二十七度、西方東経百二十八度十八分及び東方東経百三十度十三分を境界線とする区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁をいう。



RA'-0624

0279

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

交換公文(案)

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

RA'-0624

0280

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に言及し、且つ、次のとおり述べる光榮を有します。

奄美群島及びその領水は、日本本土と南西諸島のその他の島におけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、極東の防衛及び安全と特異の関係を有する。日本国政府は、この特異の関係を認め、南西諸島のその他の島の島の防衛を保全し、強化し、及び容易にするためアメリカ合衆国が必要と認める要求を考慮に入れるものと了解される。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十二月 日

ジョン・M・アリソン

日本国外務大臣 岡崎勝男閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、閣下が次のとおり本大臣に通報された本日付の閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

二

本使は、本日署名された奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に言及し、且つ、次のとおり述べる光栄を有します。
奄美群島及びその領水は、日本本土と南西諸島のその他の島におけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、極東の防衛及び安全と特異の関係を有する。日本国政府は、この特異の関係を認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化し、及び容易にするためアメリカ合衆国が必要と認める要求を考慮に入れるものと了解される。

本大臣は、更に、閣下が述べられたことを記録にとどめ、且つ、前記に掲げる了解が日本国政府の了解でもあることを閣下に対し通報する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和二十八年十二月 日

外務大臣 岡崎 勝 男

日本国駐在アメリカ合衆国特命全権大使 ジョン・M・アリソン閣下

RA'-0624

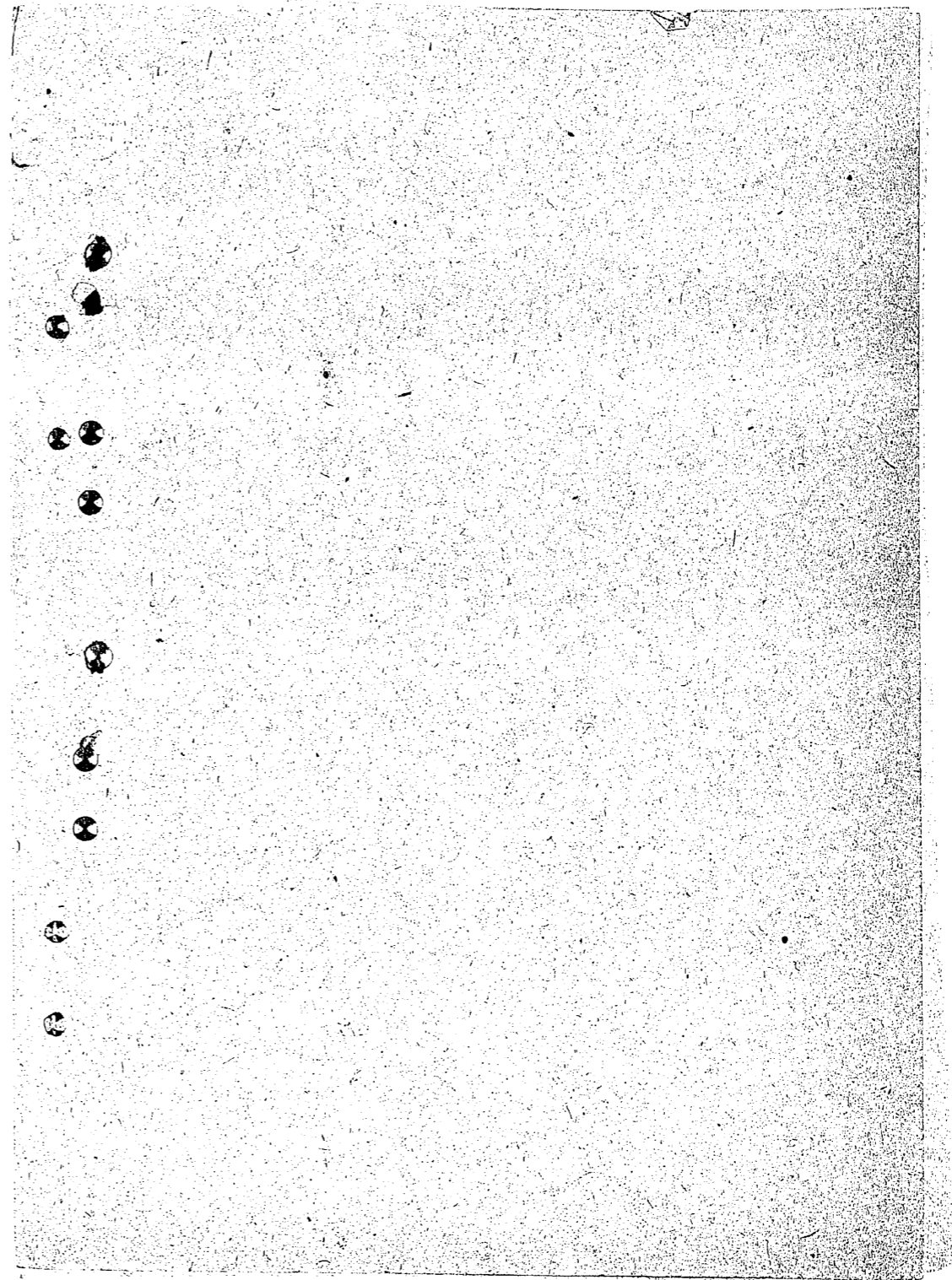
0282

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



RA'-0624

0283

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan